

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
208	農用地区域指定基準の一部条例委任	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号に指定する農用地区域に指定すべき農用地等の集団性の規模に関する基準を市町村の条例へ委任する。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による農業振興地域整備計画の策定は、市町村の自治事務とされている。 しかしながら、当該計画のうち農用地利用計画(同法第8条第4項の「農用地利用計画」。)に定めるべき農用地区域(同法第8条第2項第1号の「農用地区域」。)の基準は、同法第10条第3項第5号を除き同法及び関係政令により全国的に統一された基準となっており、市町村が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。 特に、同法第10条第3項第1号に規定する「集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの」の基準については、同法施行令第6条により10haと定められており、市町村が同法第10条第1項の規定に基づき「自然的経済的社会的諸条件を考慮して定める余地はない。 農用地区域は、農地法第4条第2項及び第5条第2項の規定により原則として農地を農地以外の用途へ転換することが認められないことから、提案事項「農地転用許可基準の一部条例委任」と同様の支障が生じており、市町村が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して指定が行えるよう現行の指定基準を参照すべき基準としたうえで市町村の条例へ委任する。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号同法施行令第6条	「別紙あり(地方分権提案書)」 事務-権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)及び農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づく検討と関連。	農林水産省 木津川市	C	対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、農用地区域に確保することが必要と認められる土地について、全国統一した基準を所していることとあり、当該基準を市町村の判断に委ねることは困難である。  なお、同法第10条第3項各号に掲げる農用地等及び農用地等とすると「適当な土地の条件を満たさないこととなった場合には、農用地区域から除外することが可能である。	本市としても、国民への食料の安定供給を図るために優良農地を確保する必要性は認識しているが、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営を確保するためには、収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地を確保する必要がある。  10ha以上の集団農地であっても、小区画の田・畑・樹園地が混在した地域や、山裾や谷筋に位置する急勾配で日照が不良な条件不利地など、面的な農業生産基盤の整備などによる農業生産性の向上が困難な地域もあり、このような農地が全統統一の基準により当然に農用地区域に指定されることになれば、原則的に非農業的土地利用への転換ができないこととなり、農家に条件不利地での農業経営を強いることとなる。 このような事態は、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営の確保となるものであり、耕地利用率の上昇による食料自給率の向上を図るためにも、農業経営の収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地及び今後そのような農地となることが見込まれる農地を、市町村が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して規定できるよう、農用地区域の指定基準を条例に委任するべきである。	〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づき統一的な運用や地域の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。		
755	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務の都道府県への移譲	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ移譲すること。	【現行】 商品種・新技術等を活用した産地形成の取組に対する支援など産地活性化総合対策事業においては、国から民間団体等の事業主体へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】 当該事業の実施には高度な農業技術の確立や技術確立後の広域的な技術普及が必要であるため、農林振興事務所や農業改良普及センター、専門技術員等との連携によるきめ細やかな技術指導が必要である。 【支障事例・効果】 実際には、市町、生産者団体、農協の三者だけで事業を進めている背景があり、専門技術員不足から、地域全体への波及効果や技術の底上げ効果が低い。 実際には実施した小野市の事例では、事業前の平成21年度1.1haであった有機農業面積が、事業実施後には約5.1haほど増えるなど、面積の広がりも小さかった。 したがって、円滑に事業を推進するために補助金交付事務は都道府県が担うべきである。また、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地域の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能となる。	産地活性化総合対策事業実施要綱		農林水産省 兵庫県、徳島県	C	対応不可	平成18年度の一任一括改革を踏まえ、平成23年度に創設された本事業については、全国への先進的な農業技術のモデル導入や国が定める方針に基づき産地振興など直接国が関与すべきもののみを支援対象としており、国が公募により事業実施主体を直接採択し、補助金の直接交付を行っていることである。 このため、交付事務を都道府県に移譲することは不適切と考えます。  なお、交付に関する権限を移譲せずとも、都道府県の出先機関や専門技術員等が積極的に関与し、細やかな指導を行うことが可能と考えますので、効果的な事業の実施をお願いします。	・国による方針が示されていれば、都道府県が交付事務を担っても、公平な審査が可能である。 ・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めるため、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること		
756	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】 農山漁村地域の居住者・滞在者を増やすための対策を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」において、市町が策定した計画に基づく事業については、都道府県を経由せず国から直接市町に交付されている。 【支障事例】 県が計画策定に関与することがないため、計画主体となる市町に対し、広域的な観点での計画策定に対する指導等が実施できていない。 【改正による効果】 中山間地域の活性化については、都道府県においても複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高め、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。	農山漁村の活性化のための定き等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱		農林水産省 兵庫県、大阪府、徳島県	C	対応不可	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、平成19年に制定された農山漁村活性化法に基づき(国の重要な政策手段として、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。 このため、本交付金は、国の支援の在り方として地方の裁量度を大幅に拡大し、今までの交付金と異なり、市町村の自主性や主体性を尊重するために、市町村への直接補助を可能としたものである。ただし、交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとしている。 このようことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分活用いただきたい。 なお、御指摘の一括交付金化については、 ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、定性等のための施設整備を、 ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソフト活動を、 ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市的域域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソフト活動を支援するなど、それぞれ交付金の趣旨が異なることから、一括交付金化は困難である。	・計画策定の主体は市町村であり、都道府県が交付事務を行っても、市町村の自主性や主体性が損なわれることはない。 ・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めるため、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること		
915	都道府県を介さない農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を求め、補助金・補助事業を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に関するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。	農山漁村の活性化のための定き等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱		農林水産省 埼玉県	C	対応不可	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、平成19年に制定された農山漁村活性化法に基づき(国の重要な政策手段として、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。 このため、本交付金は、国の支援の在り方として地方の裁量度を大幅に拡大し、今までの交付金と異なり、市町村の自主性や主体性を尊重するために、市町村への直接補助を可能としたものである。ただし、交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとしている。 このようことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分活用いただきたい。	本交付金は、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。 交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとなっている。 このことから市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。 また、国は全体の目標を掲げ、地域の事情により精通している県が直接対応することにより、直接交付・間接交付の事務処理の煩雑化も無くなり、地域と連携して効率的に作業を進めることが可能である。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		関係結果 【第23期地方創生(27)12月閣議決定(1)抜粋】 【第22期地方創生(27)12月閣議決定(2)抜粋】 【第21期地方創生(27)12月閣議決定(3)抜粋】 【第20期地方創生(27)12月閣議決定(4)抜粋】 【第19期地方創生(27)12月閣議決定(5)抜粋】	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
208	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、農用地区域に確保することが必要と認められる土地については、全国統一の基準を示しているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは困難である。  一般的には、10ha以上の規模の1団の農地については、効率的な農業を行うことが可能な条件を備えており、農用地区域に含めるべき土地であるが、集約性の規模である10ha以上であるかどうかの判断に当たっては、地形等により適作等に支障が生じないか等も考慮することとしている。  なお、地方分権改革推進会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。					
755				C 対応不可	都道府県との施策連携を密に図るため、事業の採択状況等について、都道府県に情報提供を行うように努める。	4【農林水産省】 (13)産地活性化総合対策事業 国と都道府県の一層の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業の採択状況等に係る情報提供を行う。	通知	平成23年 4月1日	産地活性化総合対策事業実施要綱の制定について(平成23年4月1日付付22生産第10888号農林水産事務次官依命通知)	
756				C 対応不可	農山漁村地域の抱える課題や存在する地域資源等に最も精通しているのは基礎的自治体である市町村であることから、活性化計画の作成主体は市町村を基本としている。一方で、広域的な見地から都道府県においても事業を実施できることとするため、活性化計画は都道府県も作成できることとしている。 また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画主体の自主性・主体性が発揮できるよう計画主体である市町村又は都道府県に交付することとしている。(全国市長会からは、市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も出されている。) なお、都道府県が市町村と共同で計画策定に取り組むことにより、都道府県に交付金が交付され、市町村や民間事業者等へ配分できる仕組みとしていることから、現行制度の活用を検討いただきたい。	4【農林水産省】 (12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。	周知	平成27年 1月19日	平成27年度当初予算において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用する活性化計画の受付に当たり農林水産省HPIに掲載するとともに、事務連絡を发出し、都道府県及び市町村に周知。	
915	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	農山漁村地域の抱える課題や存在する地域資源等に最も精通しているのは基礎的自治体である市町村であることから、活性化計画の作成主体は市町村を基本としている。一方で、広域的な見地から都道府県においても事業を実施できることとするため、活性化計画は都道府県も作成できることとしている。 また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画主体の自主性・主体性が発揮できるよう計画主体である市町村又は都道府県に交付することとしている。(全国市長会からは、市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も出されている。) なお、都道府県が市町村と共同で計画策定に取り組むことにより、都道府県に交付金が交付され、市町村や民間事業者等へ配分できる仕組みとしていることから、現行制度の活用を検討いただきたい。	【再掲】 4【農林水産省】 (12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。	周知	平成27年 1月19日	平成27年度当初予算において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用する活性化計画の受付に当たり農林水産省HPIに掲載するとともに、事務連絡を发出し、都道府県及び市町村に周知。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
757	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等に係る取組を支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】都市と農山漁村の交流、グリーン・ツーリズムなどを推進する組織づくりや人材育成を図るためには、地域によって地勢や社会条件が異なるにもかかわらず、全国的視点で画一的に選定することで効果的と言えるのか疑問である。 【改正による効果】そこで、地域の実情を把握し、かつ広域的な地域振興に精通している都道府県が総合的な視点に立った実施主体の選定や指導等を育成により、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県へ一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「農」のある暮らしづくり交付金については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱		農林水産省	兵庫県、大分県、徳島県	C 対応不可	現在、農山漁村地域では、若く高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に対応していく必要がある。 本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。 このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。 御指摘の一括交付金化については、 ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、定性等のための施設整備を、 ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソフト活動を、 ・「農」のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市の地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソフト活動や農業研修等を支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なることから、一括交付金化は困難である。			・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	
918	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助金に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱			農林水産省	埼玉県	C 対応不可	現在、農山漁村地域では、若く高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に対応していく必要がある。 本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。 このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。			・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	
758	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】交流集積圏や福祉農園の整備を支援する「農」のある暮らしづくり交付金については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。 【制度改正の必要性・効果】都道府県においては、農園の整備というハード面だけでは不十分ことから、体験農園や実習講座などのソフト事業についても事業を実施している。また、当該事業の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを楽しまれたいとの要望拡大や、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズ拡大への対応であるが、高齢者・障害者への支援については、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じていることとされており、それら対策との相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業とすることが可能となるため、国から都道府県へ一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「農」のある暮らしづくり交付金については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。 【支障事例】都市計画区域内で施設を整備するのに必要な法手続を、国が指導しているにもかかわらず、事業実施に遅れが生じているなど、都道府県が介していただければ防げた事例もあり、多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱		農林水産省	兵庫県、大分県、徳島県	C 対応不可	本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「農」のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。	・国の動向を見て今後の対応を検討する。			・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること
917	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助金に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】県の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱			農林水産省	埼玉県	C 対応不可	本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「農」のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。	本交付金は、社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しまれたいというニーズが増加しており、都市及びその近接地域において、都市農業の振興・都市農地の保全のための取組及びこれに付随する簡易な施設の整備や「農」と関わるための施設、地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設等を整備するものである。 そこで、県や市町村の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施することが可能となる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。 なお、都市農業施策に関わる事業は重要であり継続を願いたい。			・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>【国】</small> <small>【再掲】</small> <small>【農】</small> <small>【水産】</small> <small>【環境】</small> <small>【国土】</small> <small>【経産】</small> <small>【文部】</small> <small>【健康】</small> <small>【福祉】</small> <small>【労働】</small> <small>【法務】</small> <small>【防衛】</small> <small>【外務】</small> <small>【国際】</small> <small>【その他】</small>	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
757				C 対応不可	本交付金を国が直接交付するのは、御指摘の「全国への適切な情報提供」のみならず、前回答にあるように、都道府県域を越えた全国的な見地に立つた上で、モデルとなる地域を選定・推進すること等を企図しているためであり、都道府県に本交付金の交付事務を移譲することは困難である。	<small>【国】</small> <small>【再掲】</small> <small>【農】</small> <small>【水産】</small> <small>【環境】</small> <small>【国土】</small> <small>【経産】</small> <small>【文部】</small> <small>【健康】</small> <small>【福祉】</small> <small>【労働】</small> <small>【法務】</small> <small>【防衛】</small> <small>【外務】</small> <small>【国際】</small> <small>【その他】</small>	通知	平成27年 4月9日	都市農村共生・対流総合対策交付金 実施要綱の一部改正について(平成27 年4月9日付け26農振第1998号農林水 産事務次官通知)		
918	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	本交付金を国が直接交付するのは、前回答にあるように、都道府県域を越えた全国的な見地に立つた上で、モデルとなる地域を選定・推進すること等を企図しているためであり、都道府県に本交付金の交付事務を移譲することは困難である。	<small>【国】</small> <small>【再掲】</small> <small>【農】</small> <small>【水産】</small> <small>【環境】</small> <small>【国土】</small> <small>【経産】</small> <small>【文部】</small> <small>【健康】</small> <small>【福祉】</small> <small>【労働】</small> <small>【法務】</small> <small>【防衛】</small> <small>【外務】</small> <small>【国際】</small> <small>【その他】</small>	通知	平成27年 4月9日	都市農村共生・対流総合対策交付金 実施要綱の一部改正について(平成27 年4月9日付け26農振第1998号農林水 産事務次官通知)		
758				C 対応不可	「農」のある暮らしづくり交付金については、行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成27年度の予算要求を行わないこととした。						
917	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	「農」のある暮らしづくり交付金については、行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成27年度の予算要求を行わないこととした。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
759	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	【現行】 経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米からの転換作物等について、特定の品目を戦略作物として指し、全農一律の単価を設定しており、国が、直接、農業者にその作付けに合わせて交付金を交付している。 【支障事例】 本県で作付を推進している野菜は、本県の水田への作付面積では、まや大豆、飼料作物よりも大きく(約4倍)、水田活用を進めるための最も重要な作物となっている。 野菜の作付推進には、県や地域段階の産地交付金活用も実施しているが、その他の地域特産物の振興や、ま・大豆の国産化の取組推進との兼ね合いもあり、十分な支払につながらない。(本県の野菜作付面積、H22年 9,480ha → H24年 9,340ha(△140ha)) 【制度改正の必要性・効果】 現状では、戦略作物として対象となる作物は全国一律であり、上記のように、本県で作付を推進している野菜は、対象作物とされていない状況である。地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図るとして、交付金の財源を国から都道府県へ交付金化し、移譲したうえで、助成対象作物や、単価の設定を都道府県で出来るようすべきである。 また、都道府県が実施する各種振興施策と連動させることによって、より効果の高い事業展開が可能となる。	経営所得安定対策等実施要綱		農林水産省	兵庫県	C 対応不可	水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田フル活用の推進のために全国的な作付の拡大が必要なま、大豆、飼料作物等の戦略作物に対する支援(戦略作物助成)に加え、地域が取組内容(作物等)・単価を設定でき産地交付金の仕組み(交付については、戦略作物助成、産地交付金ともに国から農業者に直接交付する仕組み)を設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されています(H25:539億円→H26:804億円)ので、野菜等の転換については、当該交付金を有効に御活用いただきたく考えています。 ま、大豆、飼料用米等の戦略作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その本件化及びそれによる水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに支障が生じることがないようにする必要があり、対応は困難であるところです。				
760	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	米の直接支払交付金、交付事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	【現行】 米の直接支払交付金は、米の生産数量目標に従い、主食用米の作付けを行った農業者に交付されるものである。 【制度改正の必要性】 米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【改正による効果】 これにより、現状では、平地と中山間地等の条件不利地との間や、大規模耕作農家などの担い手と兼業農家の間でも一律である助成単価に差を設けるなど、各都道府県の地域性に合わせて交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産ととも水田の維持管理につながる。 (平成29年度までの時限措置)	経営所得安定対策等実施要綱		農林水産省	兵庫県	C 対応不可	米の直接支払交付金については、米は諸外国との生産条件の格差から生じる不利はなく、また、潜在的な生産力が需要を上回っているなど政策的な課題があったため、「農林水産省・地域の活力創出プラン」(平成28年12月農林水産省・地域の活力創出本決定)において廃止を決定したところです。平成28年度米から単価を7500円/10aに削減した上で平成29年度まで実施することとしたのは、この交付金に前倒し、職域・施設への投資を行ってきた農業者等がいたための激緩和措置です。 このため、米の直接支払交付金について、新たに交付単価に差を設けるなど、これまでと異なる仕組みとすることは、激緩和措置としての本交付金の性質からして適当ではありません。 また、米の直接支払交付金は、全国一律の単価とすることにより、コスト削減等に取り組む地域においては努力に応じて所得が向上する仕組みがとられているが、仮に、地域別の単価を設定することとした場合には、コスト削減等の努力が乏しい地域が、努力をした地域よりも多くの交付金を得ることになりかねず、逆に不公平になると考えられます。 なお、傾斜地などの条件不利地に対しては、水灌に限らず、水田・畑地を対象とした中山間地域等直接支払を行っているところです。				
761	日本食・食文化魅力発信プロジェクト、日本の食魅力発見・利用促進事業のうち「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲	「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務を国から都道府県へ移譲すること。	【現行】 地産・生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るための商品開発、販路拡大、人材育成等に係る取組を支援する「食のモデル地域育成事業」では、農林水産省が公募、採択し、交付金は「食のモデル地域実行協議会」に直接交付され、当該協議会に県が構成員となっていない場合は、都道府県の関与なく事業が実施される。 【制度改正の必要性】 都道府県においては、特徴ある食品の加工技術の開発や、その生産者の育成に係る事業を展開しており、また都道府県が展開している独自のブランド戦略との連携を図ることで、蓄積された技術情報やデータベースを有効に活用できるところから、より効率的に事業を展開することが可能となるため、国から都道府県に事務を移譲すべきである。 【支障事例】 具体的な支障事例として、本県では淡路島の農水産物・加工食品の生産・流通・観光・消費が一体となって、食料生産拠点としての淡路島の魅力をさらに引き出すと共に、島内はもちろん京阪神などの大消費地での新たな事業を開拓することを目的として、22年度に「食のブランド淡路島推進協議会(事務局:洲本農林)を設置し、ブランド推進戦略を展開してきた背景がある。一方で、25年度に淡路市や(株)いソナ等が構成メンバーとなり、「淡路地域食のモデル構築協議会」を設立し、本事業を行っているが、同団体が本事業に採択されたことについて後日、県に情報が足りず、取組内容についても、県のブランド淡路島推進協議会と重複する部分があり、県が本事業の交付事務を行ってれば、応募団体に對し既存団体との調整や県のブランド戦略等を指導することで、より効果的に事業展開が可能となったが、調整不足が見られた。	日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱		農林水産省	兵庫県	C 対応不可	本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一貫として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であると考えています。 なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。				
919	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず、市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を求め、補助対象を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。 また、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。	日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱		農林水産省	埼玉県	C 対応不可	本事業は「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」の一貫として、成果を全国に広く発信することを目的に地域でモデル的な取組を行う協議会の活動を補助するものであり、国として実施することが効果的な施策であるとと考えています。 なお、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としているところです。 本事業は、国産農林水産物・食品や日本食・食文化の魅力を再発見し、全国に発信することを通じて、国産農林水産物・食品の消費拡大に繋げることを目的に、地域の農林水産物の利用促進や全国レベルでの国産農林水産物・食品の消費拡大に向けた取組等を、日本の食魅力再発見・利用促進事業により一体的かつ総合的に推進するものである。また、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としている。 同趣旨の地産地消の取組は県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消、事務の軽減になるとともに、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		関係結果 【第28回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第27回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第26回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第25回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第24回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第23回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第22回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第21回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第20回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第19回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第18回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第17回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第16回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第15回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第14回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第13回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第12回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第11回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第10回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第9回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第8回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第7回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第6回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第5回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第4回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第3回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第2回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】 【第1回地方創生(中)21(2)期議決案(抜粋)】	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
759	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。			C 対応不可 前回お答えしましたように、水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田フル活用の推進のために全国的な作付の拡大が必要な戦略作物に対する支援に加え、地域が取組内容・単価を設定できる産地交付金の仕組みを設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されていますので、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきと考えています。 麦、大豆、飼料用米等の戦略作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その本作物化及びそれによる水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに実務が生じないよう対応する必要があります。 このため、ご提案の実現は困難であるところですが、都道府県への情報提供を通じて、都道府県との施策連携を密に図ってまいります。 なお、国が行っている交付事務を都道府県で行うことについて、その人員の確保等が難しいため、移譲しないでほしいといった声も聞こえてくることあり、このような意見も十分踏まえる必要があると考えます。	4【農林水産省】 (14)水田活用の直接支払交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、当該都道府県の水田フル活用ビジョンを踏まえて事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 4月9日	水田活用の直接支払交付金実施要領の一部改訂について(平成27年4月9日付付26生産第3498号農林水産省生産局長通知)		
760	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。			C 対応不可 米の直接支払交付金は、「農林水産省・地域の活力創進プラン」(平成26年12月農林水産省・地域の活力創進本部決定)において、平成30年度から廃止することとされています。このような中で、平成26年度から単価を7500円/10aに削減した上で平成29年度まで実施することとしたのは、この交付金を前提に、機械・施設への投資を行ってきた農業の担い手等がいたため、4年間限りの激変緩和措置です。 このため、提案内容のように、本制度の廃止までの間、都道府県が交付単価に差を設けるなど、これまでと異なる仕組みを設けることは、政府が決定した激変緩和措置を変更し、この激変緩和措置を前提に経営の計画を立てている農業の担い手に対し、再度の経営計画の変更を余儀なくさせるものとなるため、激変緩和措置の趣旨が実現できなくなることから、適当ではありません。						
761				C 対応不可 前回お答えしましたように、本事業は、「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」において、本事業で実施する地域のモデル的な取組について、その取組の成果などを全国に広く発信することを目的とする全国事業と一体的に補助するものです。 この目的を達成するために、国が公募により直接全国レベルのモデル性を有する事業主体を採択する仕組みとしており、都道府県に交付事務を移譲することは困難と考えます。 また、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としており、都道府県が推進する地産地消の取組をはじめとする農業振興事業との連携を図り、効果を最大限発揮することが可能な仕組みとなっております。	4【農林水産省】 (17)食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 1月15日	平成27年度日本の食魅力再発見・利用促進事業のうち食のモデル地域育成事業(特用林産物及び水産物を中心とするものを除く)に係る公募要領(平成27年1月15日付付26生産第2466号)において、意見聴取等の手続を記載の上公募中。		
919	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可 前回お答えしましたように、本事業は、「日本食・食文化魅力発信プロジェクト」において、本事業で実施する地域のモデル的な取組について、その取組の成果などを全国に広く発信することを目的とする全国事業と一体的に補助するものです。 この目的を達成するために、国が公募により直接全国レベルのモデル性を有する事業主体を採択する仕組みとしており、都道府県に交付事務を移譲することは困難と考えます。 また、本事業では、地方の実情を反映するため、実施要領において、事業実施主体である協議会に地方公共団体(都道府県又は市町村)の参画を必須としており、都道府県が推進する地産地消の取組をはじめとする農業振興事業との連携を図り、効果を最大限発揮することが可能な仕組みとなっております。	【再掲】 4【農林水産省】 (17)食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 1月15日	平成27年度日本の食魅力再発見・利用促進事業のうち食のモデル地域育成事業(特用林産物及び水産物を中心とするものを除く)に係る公募要領(平成27年1月15日付付26生産第2466号)において、意見聴取等の手続を記載の上公募中。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
913	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農産物生産促進事業に限り、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を進め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が見込める。	農業基盤整備促進事業実施要綱		農林水産省	埼玉県	C 対応不可	農業基盤整備促進事業は、我が国農業の競争力を強化するために、担い手への農地集約や農産物の高付加価値化を推進するという国の政策目標を達成するための事業であり、財源・権限を都道府県に移譲することはできない。 なお、都道府県の農業政策や関連する事業の実施等とも整合を図るため、採択申請は都道府県経由とするが、補助金の交付方法については、事業主体に直接交付するものと都道府県経由で交付するものとを併用しているところであり、都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能である。	地域の実情に応じ迅速かつきめ細やかに農地や農業水利施設等の整備に資する制度である。そのため、市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。 また、国は全体の目標を掲げ、地域の事情により精通している県が直接対応することにより、直接交付・間接交付の事務処理の煩雑化もなくなり、地域と連携して効率的な作業を進めることが可能である。 今後は都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。		-国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めるため、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	
914	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援政策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を進め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。	環境保全型農業直接支援政策実施要綱		農林水産省	埼玉県	C 対応不可	環境保全型農業直接支援交付金については、平成27年度からは、農産物の多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定することとなり、こうした国や地方公共団体の方針・計画に即して実施されることとなります。 このため、法律に基づき、引き続き、国の事業として実施することとなるが、交付ルート等、国から農業者への直接交付から、国→都道府県→市町村→農業者団体等に一本化することとし、都道府県からの申請に基づき、国は都道府県に必要とする額を交付する仕組みに見直しをいたします。また、農業者団体等からはこれまで国費と市町村分に分けて提出されていた交付申請書が一つになることとなり、事務手続きの負担の軽減も図られるものと考えています。 なお、本制度においては、都道府県が地域の実情に応じた独自の取組を地域特設取組として申請できるものとなっており、その際には農業者への交付準備も含め設定できるなど、地方の裁量を活かした制度となっています。	当該交付金は、農業の多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認定していることから、県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。		-都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めるため、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	
922	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち果樹産物生産促進政策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を進め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行うことで、より効果的、効果的な事業実施が可能となる。	果実等生産出荷安定対策実施要綱		農林水産省	埼玉県	C 対応不可	永年性作物であり、隔年結果等により需給バランスが崩れやすい果樹については、中長期的な需給見通しに即した生産振興を図るとともに、全国的な需給動向に即した計画的な生産・出荷体制を確保することが必要であることから、果樹農業振興特別措置法(果樹法)に基づき、国は「果樹農業振興基本方針」を定めるとともに、その推進を図るため、果樹産物生産促進政策を実施してまいりました。 このため、本事業については、需給調整対策をはじめとして、全国各地の果樹の生産や需給的確に把握しつつ、全国一律のルールの下で実施する必要があることから、国の事業として行うこととなります。 なお、本事業については、果樹法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農家代表、農協、市町村、県普及・行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹産地構造改革計画」に沿って実施しているところです。	本事業は、果樹法に基づき、都道府県が定める「果樹農業振興計画」や、農家代表、農協、市町村、県普及・行政組織等により構成される産地協議会が産地の特性や意向を踏まえて目指すべき姿を定める「果樹産地構造改革計画」に沿って実施している。 そのため、産地に近く、実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と密接な連携を取り、より効果的に効果的な事業実施が可能となるため、県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。		-都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めるため、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	
923	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち茶葉生産促進政策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を進め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行うことで、より効果的、効果的な事業実施が可能となる。	果実等生産出荷安定対策実施要綱		農林水産省	埼玉県	C 対応不可	茶葉生産促進政策については、お茶の振興に関する法律(平成23年法律第21号)の制定とともに創設された事業であり、国内のお茶の需給拡大や輸出拡大の取組と密接な関係があることから、国の助言・指導等が直接的に可能となる直接事業として設計されたものです。 茶については、産地が特定の地域に存在しており、産地ごとの規模も大きく異なることから、その事業については、年度と、地域ごとに決まっております。 全国の産地が、基本方針の下で一体となって茶の生産振興を図るためには、国が産地間・年度間調整しながら事業を実施することが、効果的かつ効果的であると考えます。	当事業の支援対象者は、茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、「人・産地プラン」又は「経営再開マスタープラン」に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見られること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている、又は借り受けることが見込まれることとなっている。 そのため、産地に近く、茶の生産の実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と密接な連携を取り、より効果的に効果的な事業実施が可能となる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。		-都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めるため、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		国政特報 【第28回方針（平27）12月閣議決定（抜粋）】 【第27回方針（平27）12月閣議決定】に記載があるものは当該特報を＜平27＞と、 【第28回方針（平28）12月閣議決定】に記載があるものは当該特報を＜平28＞と、 【第29回方針（平29）12月閣議決定】に記載があるものは当該特報を＜平29＞と、 で表記 【第27回方針（平27）12月閣議決定】に記載があるものは当該特報を＜平27＞と、 で表記	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
913	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	農業基盤整備促進事業は、国の政策目標を達成するために行っているものであり、財源・権限を都 道府県へ移譲することはできない。 各実施地区について、都道府県の農業政策や関連する事業の実施等とも整合を図る必要があるた め、採択申請については都道府県経由としているところであり、都道府県においては、採択申請時 に各事業との調整が可能である。なお、本事業は都道府県も事業実施主体となることが可能であ り、地域の実情に応じて適切に実施したい。（全国市長会からは、市町村への交付分について は、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も 出されている。） また、補助金の交付方法については、事業主体に直接交付するものと都道府県経由で交付するも のを併用しているところであり、都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能と している。これは、事業の内容に応じてどちらの交付方法も希望する都道府県があることを踏まえた 措置であり、地域の実情に応じた制度になっている。	4【農林水産省】 （16）農業基盤整備促進事業 平成26年2月以降、都道府県以外が事業実施主体とな る場合においても、都道府県経由で国に申請を行うよう 採択申請を一本化したところであり、交付方法について も都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付する ことが可能であることを、地方公共団体に周知する。	周知	平成27年 2月3日	農業基盤整備促進事業実施要綱（平 成27年2月3日付け農振第1732号） 土地改良事業関係補助金交付要綱 （平成27年2月3日付け農振第1732号）	
914	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	前回答えしたように、環境保全型農業直接支払交付金については、平成27年度からは、農業の 有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、国が作成する基本指針に即して、都道府 県が基本方針を策定するとともに、市町村は促進計画の策定及び農業者団体等の事業計画を認 定することとなり、こうした国や地方公共団体の方針・計画に即して実施されることとなります。 このため、法律に基づき、引き続き、国の事業として実施することとなるが、交付ルートを、国から 農業者への直接交付から、国→都道府県→市町村→農業者団体等に一本化することとし、都道府 県からの申請に基づき、国は都道府県に必要とする額を交付する仕組みに見直しをすることとし ます。また、農業者団体からはこれまで国費と市町村分に分けて提出されていた交付申請書が1つ になること等により、事務手続きの負担の軽減も図られるものと考えています。 なお、本制度においては、都道府県が地域の実情に応じた独自の取組を地域特認取組として申 請できるものとなり、その際には農業者への交付単価も含め設定できるなど、地方の裁量を 活かした制度となっています。	4【農林水産省】 （15）環境保全型農業直接支払交付金 （16）農業基盤整備促進事業 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 （平26法78）に基づき、国から農業者等へ直接交付する 仕組みから、都道府県及び市町村を経由して農業者の 組織する団体等に交付する仕組みに見直し。	法律	平成27年 4月1日	農業の有する多面的機能の発揮の促 進に関する法律（平成26年法律第78 号）	
922	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	本事業の執行に際しては、各地域協議会が作成した事業実施計画について、農振法に基づき都 道府県段階に設立された法人が取りまとめの上で都道府県知事に協議を行い、その承認を受ける こととしています。 また、産地協議会が「果樹産地構造改革計画」を策定する際は、都道府県知事に協議を行い、当 該県の「果樹農業振興計画」に沿った内容であるか等の点からの審査・承認を受けることとしていま す。 なお、本事業については、改植・未収益期間に対する支援を定額助成するとともに、申請期間を 年3回設定するなど、産地の要望に応じた事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用に努めてきたと ころです。 このように、現行制度においても、都道府県の意向を十分に反映させた上で事業を執行するこ とが可能です。					
923	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	都道府県との連携連携を密に図るため、事業実施主体決定時において、都道府県に情報提供を 行うよう要綱等を改正します。	4【農林水産省】 （11）次改植等支援事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、 事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提 供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。	通知	平成27年 4月9日	次改植等支援事業実施要綱の一部改 正について（平成27年4月9日付け28 生産第3445号農林水産省生産局長通 知）	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所の容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への助言、公表 命令	【現行・支障事例】 本稿の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにとも、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的な問題が表面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合間で立入検査を行うとともに、指導、助言、助言、命令を行ったり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫県、和歌山県、徳島県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、助言・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を採らつ、広域的に活用している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。			手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導、助言および報告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源等の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一つの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3Rへの取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、助言・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を採らつ、広域的に活用している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方農政局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能であったものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、助言・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。		手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導、助言および報告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が担当していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19条～20条、第39条～40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、助言・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を採らつ、広域的に活用している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一な観点から検討しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながる。なお、法第15条又は第18条に基づき認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者：74、371者。自主回収認定業者：70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))		手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所の食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への助言、命令	【現行・支障事例】 本稿の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにとも、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的な問題が表面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合間で立入検査を行うとともに、指導、助言、助言、命令を行ったり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。審議会の意見聴取においても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、助言・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達するため、他の事業者の取組状況や、近隣の県も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。			手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
975	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく権限の 広域連合への移譲	食品循環資源の再生利 用等の促進に関する法律に 基づく報告・立入検査・指 導・助言および勧告・命令 に係る事務・権限の広域連 合への移譲を求める(事業 所が複数ある場合はその すべてが広域連合の区域 内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利 用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施 策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連 合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市 町村の3R等への取組との連携が可能となる。  なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再 生利用等の促進に 関する法律第8条、 第10条、第24条第1 項から第3項		農林水産省、 環境省、経済 産業省、国土 交通省、財務 省、厚生労働 省	関西広域連 合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是 正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者 の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食 品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえなが ら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による 対応である。	現在、各地方農政局に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従 前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされ てきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いは ないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保 のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも 対応は可能と考える。	手挙げ方式や社会実験による検討を求 める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府会からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答	関係結果 (平27対応方針(平27)12月閣議決定)【再掲】 平27対応方針(平27)12月閣議決定)に照準するものは当該法律を<平27>とし、 で整理 平28対応方針(平28)12月閣議決定)に照準するものは当該法律を<平28>とし、 で整理 平29対応方針(平29)12月閣議決定)に照準するものは当該法律を<平29>とし、 で整理	措置方法 (検討)状況	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
					<p>また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは存在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	<p>【再掲】 &lt;平26&gt; 4【農林水産省】 4【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)】(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平27&gt; 4【農林水産省】 (6)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)【財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管】【再掲】 食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(9条1項)については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めるよう、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平19財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号)を改正する。 【措置済み(食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号))】</p>				
975				C 対応不可	<p>○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号、以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されている状況等を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。</p> <p>食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。</p> <p>また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは存在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	<p>【再掲】 &lt;平26&gt; 4【農林水産省】 (8)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)【財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管】 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平27&gt; 4【農林水産省】 (6)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)【財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管】【再掲】 食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(9条1項)については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めるよう、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平19財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号)を改正する。 【措置済み(食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号))】</p>	省令	平成27年7月31日	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
979	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律に基づく報告・立 入検査・助言・命令に 係る事務・権限の移 譲	食品循環資源の再生利 用の促進に関する法律に 基づく国の報告・立入 検査・助言・命令に係 る事務・権限を都道府 県へ移譲する。 なお、各自治体、地域 の状況は様々であるこ うから希望する都道府 県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都 道府県は、希望する市 町村に一般廃棄物処理 関係の権限を移譲でき るものとする。	廃棄物処理法に基づく 指導監督や3R等に関 する消費者への啓発等 は都道府県・市町村が 実施している一方、各 種リサイクル法に基づ く事業者への指導監督 は国が行っており、一 連の施策としての連携 が取りにくい状況にあ る。また、国の各府省 が共管していることよ り、縦割り行政の弊害 が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一 都道府県の区域内のみ にある場合は、事務・権 限を都道府県、市町村 に移譲することで、事 務の効率化を図ること が可能である。その際 、権限に係る事務処理 基準、財源、人材等につ いて併せて国から措置 することが必要である。	食品循環資源の再生 利用等の促進に関する 法律第8条、第24条		農林水産省、 環境省、経済 産業省、国土 交通省、財務 省、厚生労働 省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言・助言・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、他の事業者の循環状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全体的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく権限や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一の観点から実施しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。	手上げ方式や社会実験による検討を求める。		
776	資源有効利用促進法 に基づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県 内事務所への資源有効 利用促進法に基づく立 入検査、報告徴収等以 下の権限を、必要とな る人員、財源とともに 、国から都道府県へ移 譲すること。(大臣・知 事の並行権限とする) 事業者等への立入検査 、報告徴収 事業者等への指導、助 言 事業者等への助言、公 表 命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画 では、リサイクル率の 目標を定めているが、 目標達成のために事 業者を指導する権限 はないことから、報告 徴収、立入検査を実施 するに際して、国に協 力を依頼しなければならない。また、 立入検査を実施した としても、指導、助言 等の権限が無ければ実 効性がない。現状では 、立入検査、報告徴収 等の権限がないため、 支障があっても把握 できない。(具体的に 問題が表面化してから 後進いで状況把握、 対応を行うなどこと を懸念し、提案する ものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての 事務所に対する報告 徴収、立入検査とあ わせ、指導、助言等 の権限についても都 道府県に移譲するこ とで、元々廃棄物 処理法に基づく権限 を有する県として、 適正に処理されてい るかどうかを確認す ることが可能となり 、事業者への統一 的な指導を実施す ることができる。ま た、大臣と並行権限 とすることで、合 同で立入検査を行 うとともに、指導、 助言、助言、命令 を行うにあたり、事 前に大臣と調整す ること、統一的な 運用を担保するこ とができる。審議 会の意見取りにつ いても、主務大臣 が行うこととする。 なお、指定表示 事業者に対して、 県独自の表示を 助言、公表、命 令するもの ではない。	資源有効利用促進 法第11条、第13 条、第16条、第 17条、第19条、 第20条、第22 条、第23条、 第25条、第29 条、第33条、 第35条、第36 条、第37条		経済産業省、 兵庫県、徳島 県	C 対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一の観点から報告徴収・立入検査、指導・公表・助言・命令等を行う必要があり、これら権限を移譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一の観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。	手上げ方式や社会実験による検討を求める。			
27	農商工連携に関する 事務の都道府県への 移譲	地域における関係機関 と関係者等に係る調査 農商工等連携促進法に よる事業計画認定・承 認に係る事務 補助金の交付・確定に 係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林 漁業者と商工業者等 が通常の商取引関係 を超えて協力し、お 互いの強みを活かして 新商品・新サービスの 開発、生産等を行い、 需の開拓を行うこと であることから、地 方が地域の中小企業 のニーズに基づき、 きめ細かい支援を行 うことが必要である。 全国的な視点がある としても地域振興に 関するものであるこ うから、自由度を高 めて都道府県に交付 すべきである。	中小企業者と農林 漁業者との連携に よる事業活動の促 進に関する法律第4 条、第5条 中小企業・小規模 事業者連携促進支 援補助金 農商工 等連携対策支援事 業要綱		経済産業省、 農林水産省	愛知県	C 対応不可	本制度は、中小企業の経営の向上や農林漁業経営の改善により国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、国の役割を、地方が行うことのできる全国レベルの先進的なモデル事業など、全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。 都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。 また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。 以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当である。	・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするが、都道府県に交付すること。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答	調査結果 (第23回方針(平21)12月閣議決定(抜粋)) 平27対応方針(平21)12月閣議決定(抜粋) 平28対応方針(平21)12月閣議決定(抜粋) 平29対応方針(平21)12月閣議決定(抜粋) 平30対応方針(平21)12月閣議決定(抜粋)	措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
979	【全国市長会】権限を委けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。			C 対応不可	<p>○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号、以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されている状況が踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。</p> <p>食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。</p> <p>また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるといふ特性を有している一方、再資源化を効率的に行うためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づいたものである。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、長期間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。</p> <p>これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかわる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	<p>【再掲】</p> <p>&lt;平28&gt;</p> <p>4【農林水産省】</p> <p>4【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)】</p> <p>(8)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、国土交通省及び環境省と共管)</p> <p>食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平27&gt;</p> <p>4【農林水産省】</p> <p>(6)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省と共管)【再掲】</p> <p>食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告(9条1項)については、地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めよう。食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告に関する省令(平19財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令3号)を改正する。</p> <p>【措置済み】(食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号))</p>	省令	平成27年7月31日	食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告に関する省令の一部を改正する省令(平成27年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	
776				C 対応不可	<p>○資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号、以下「資源法」という。)は、使用済み物品等及び副産物の発生を抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合かつ計画的に推進することを目的とした法律である。</p> <p>具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者等として取り組むべき事項を主務省令(「判断の基準となるべき事項」として定め)により、住民に最も身近な自治体において地域の実情に応じて適正に処理する廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製品の製造及び流通は一地域内で完結するものではない)で3Rを実施することを目的としたものである。したがって、製造事業者等における義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実務上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	<p>&lt;平28&gt;</p> <p>4【農林水産省】</p> <p>(6)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)</p> <p>特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平27&gt;</p> <p>4【農林水産省】</p> <p>(3)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)【再掲】</p> <p>地方公共団体における資源の有効な利用の促進を図るため、法の施行状況(副産物発生量、取組事例等)に関する調査結果の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>	周知	平成28年度中	法の施行状況(副産物発生量、取組事例等)に関する調査結果の活用について、平成28年12月に全国の都道府県・政令指定都市に周知した。	
27	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重された。			C 対応不可	<p>地方経済産業局及び地方農政局は、国の出先機関であり、全国的視点をもちて対応しているところ。</p> <p>また、前回記載したとおり、認定件数が年間0件の都道府県が多数存在するが、事務量の多少にかかわらず執行体制の整備が必要となり、都道府県の執行は極めて非効率であり、引き続き国が執行することが妥当である。</p> <p>さらに、採択の基準を明確にしたとしても、直近5年間で平均1.74程度の案件において都道府県承認を受けた案件がほとんどあり、このなかには同一県内では連続優先を受けが困難であった認定案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考える。</p>	<p>【再掲】</p> <p>4【農林水産省】</p> <p>(10)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共管)</p> <p>(イ)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の取組に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。</p> <p>(ロ)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公表に関する情報提供を行う。</p>	通知	平成27年3月11日	「農工商等連携事業を促進するために、国及び都道府県の連携強化について」(平成27年3月11日付中小企業庁創業新事業促進課・農林水産省産業連携課通知)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
851	農工商等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農工商連携の促進及び地域の活性化と事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	農工商連携は、異なる産業界間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、事業開始の初期段階から支援する必要がある。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。 企画を推進し、現地の連携の現状を掌握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照会等)が必要である。認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農工商連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。 認定件数が年間約の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等问题を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につながる可能性がある。 (参考) 認定数H26.2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、農工商認定件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県) 愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件 年次別 農工商等連携事業認定数 H20(176件)、H21(104件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件) 農工商連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。 県等が実施している農工商連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条		経済産業省、愛媛県	C 対応不可	ご指摘のような、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいる。という要件は法律等では求めておらず、事業計画認定に係る事業については、本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局において各地域の外部有識者等から選出する等地域性や事業者のニーズ等に配慮した運営を行っていること。 また、各都道府県にて実施している農工商連携ファンド事業に対し、国が先進的なモデル事業の発掘・創出の観点から、地方では行うことの出発点となる全国的視点の下で事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効果的であり、適当である。	農工商連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果をもたせ、都道府県が実施する事業の創出に関する事業との連携を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由選べるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付するよう検討頂きたい。		「農工商連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果をもたせ、都道府県が実施する農工商連携に係る事業の創出に関する事業との連携を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由選べるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付する。」		
982	農工商等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	農工商等連携促進法による事業計画の認定業務中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重点的審査が必要であり、農工商認定者が決定された後から求められる意見書程度しか開与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、多くの中小企業者に対する販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元とのネットワークが弱いのが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、単純の輪転であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めらるべきである。 また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もある。現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めらるべきである。 なお、国は全国的な視点から評価の基準を定め、県は基準を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条		経済産業省、神奈川県	C 対応不可	売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要となることは貴県の指摘とおりであり、貴県を初めとする地方自治体において積極的に取り組まれていること。国が現在行っている、多くの中小企業者に対する販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元とのネットワークが弱いのが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、単純の輪転であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めらるべきである。 また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もある。現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めらるべきである。 なお、国は全国的な視点から評価の基準を定め、県は基準を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	「農工商連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果をもたせ、都道府県が実施する農工商連携に係る事業の創出に関する事業との連携を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由選べるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付する。」				
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査の都道府県への権限移譲	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本計画に基づき、エネルギーの供給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギー」の普及及びの施策の実現等に努めている。 これらの取組をより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組を行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、特に指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組とするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、国土交通省、農林水産省、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	C 対応不可	前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で発給する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査に関する権限の移譲の受入れが困難である旨示された。 本会としては、手続方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものと考え、	-指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中期計画書の受付けや合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点を検証するため、手続方式や社会実験による実証を検討すべきである。 -自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・付付付のメニューの範囲内とするべき。 -なお、平成25年11月22日付文書では、権限移譲後の責任も対応取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみを受け入れについて困難を記載したものの、				
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求め。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と類似し、環境に關し、都道府県に事務を移譲することと制度上の事務の執行が明確である。 国において当該事業を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映し、実施の効率性を高め、迅速な流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政行為が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して効果的な取組が図られ、流通の効率化に資する。 なお、国の自己責任に、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべきと考えられるが、地域の特性や限で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各県の検討においては、流通業務施設が所在する市町村が都道府県に上ります。国・県・市内の物流の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされており、各拠点で創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条		国土交通省、経済産業省、農林水産省	神奈川県	E 提案の実現に向けて対応を検討	物流・流通業務効率化等に関する事務については、個々の地方自治体において十分な体制整備及び担当者や制度のあり方について調整が完了した場合に、地方自治体の発意に応じて選択的に移譲することに異存はない。	総合効率化計画の認定等の事務については、計画を実施する前の種別等において、国(国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣)または都道府県が行うこととなり、申請者にとっては煩雑な制度となっている。この状況を改善するため、権限移譲に当たっては、国(国土交通大臣)の所管分すべてについて同時に実行が必要であると考え、	-関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手続方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各都道府県の第2次回答		対応方針の措置（検討）状況				
	意見	補足資料		区分	回答	措置方法 (検討状況)	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定	
851				C 対応不可	地域レベルでは、御指摘のとおり農工商連携ファンドの活用等による支援が行われていると承知しており、全国レベルでのモデル的事業の認定との相乗効果により、活用事業の裾野拡大と底上げが図られていると認識。 なお、当該ファンドは、地域の知恵と工夫を活かして農工商連携の「種」や「芽」を支援するために組成されたものであり、本趣旨に則り、各都道府県の創意工夫により事業設計がなされているものと認識しており、引き続き当該ファンド事業と国の事業との連携を図ってまいりたい。 さらに、直近5年間で平均1.74程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされており、このなかには同一県内では連携先を見つけることが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考える。	【再掲】 4【農工商連携】 (10)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平20法38）（経済産業省と共管） (i)農工商等連携事業計画の認定（4条1項）については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助（農工商等連携対策支援事業）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	通知	平成27年 3月11日	農工商等連携事業を促進するために 行う国及び都道府県の連携の強化に ついて（平成27年3月11日付付中 小企業庁前案新事業促進課-農林水産 省産業連携課通知）	
982				C 対応不可	前回記載した理由に加え、農工商等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先進的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づき認定を行い、補助金の採択を行っているところ、都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて本政策に関連した独自施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施したいという農工商連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農工商連携の「種」や「芽」を支援し、国が全国レベルでのモデル的事業を支援することにより、相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携してまいりたい。 さらに、直近5年間で平均1.74程度の案件において都道府県域を越えた連携がなされており、このなかには同一県内では連携先を見つけることが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考える。	【再掲】 4【農林水産省】 (10)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平20法38）（経済産業省と共管） (i)農工商等連携事業計画の認定（4条1項）については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助（農工商等連携対策支援事業）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	通知	平成27年 3月11日	農工商等連携事業を促進するために 行う国及び都道府県の連携の強化に ついて（平成27年3月11日付付中 小企業庁前案新事業促進課-農林水産 省産業連携課通知）	
368	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。			C 対応不可	1 エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。 2 国は省エネ法の目的にあるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するため、「事業者全体の状況」と個々の事業者の状況の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示等の行及び一体的な取組に基づく運用は必須である。 3 また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、動向した上での事務を実施することが不可能となる。 4 さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効果的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う主体が異なることとなり、法の趣旨に反する。この際、全国知事会の意見のように国の指示権を認めず自治体単独に課する場合は特に、事業者の混乱を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査を行う場合は、当該事業者が立する自治体又は国土の調整が不可欠であり、現実的ではない。 5 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に関わらず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。 6 以上のことから、移譲の対象とはできない。	<平26> 4【農林水産省】 (5)エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭54法49）（警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管） 特定事業者等（事業所等）が「都道府県の区域内のみにあるものに限る。」に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平27> 4【経済産業省】 1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭54法49） 特定事業者等が主務大臣に提出する定期報告（15条）については、都道府県内の特定事業者等の実態（特定事業者等及びエネルギー管理指定工場等の名称等）及び都道府県別のエネルギーの消費実態（エネルギー管理指定工場等の各種エネルギーの使用量の合計）について、都道府県への情報提供を平成27年度から行う。	情報提供	平成27年度	平成27年5月開催の総合資源エネルギー調査会エネルギー小委員会（第13回合会）において、都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について検討した。特に地方等で責任ある執行体制を構築できること及び省エネ法の執行に地域性があつてはならず、全国的に整合的・統一的な運用を担保することが重要との指摘を受けた。 平成27年8月開催の同委員会（第15回合会）において、これまでの検討状況を踏まえ、今後整理が必要と判断して、「執行体制の構築」、「人材の確保」、「措置の公平性」、「情報の取り扱」（自目的情報の取扱い等）及び「国における関与（実行権限の保持）」について徹底を求めていくこととなった。 整理が必要とされた内容について、同9月に提案団体に対して質問書を送付し回答を頂いた。 平成27年12月の同委員会（第16回合会）において、これまでの検討状況を踏まえ、「措置の公平性」を担保するために必要な「国の実行権限の保持」が見込めないと考えられることながら、省エネ法に係る業務の権限移譲は実現困難であるものの、その細やかな法執行の観点から、省エネ法58条の範囲内において都道府県に対し情報提供を行うことが決定され、平成28年9月に特定事業者等及びエネルギーの消費につ	
510	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。			E 提案の実 現に向けて 対応を検討	物流・流通業務効率化等に関する事務については、個々の地方自治体における十分な体制整備及び各省庁と制衡のあり方について調整が完了した場合に、地方自治体の発意に応じて選択的に移譲することに異存はない。 なお、権限移譲の検討に当たっては、国（主務大臣）の所管分全てについて同時に移譲できるかどうかも含めて共管省庁と調整していく考え。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
138	農地制度のあり方について	・農地の確保に資する国・地方の施策の充実 ・農地の総量確保の目標管理 ・農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し	【基本的認識と改革の方向性】 ○国に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 ○地方が多量農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進 一國、都道府県、市町村が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築するとともに、個別の農地転用許可等は、市町村が担うべき 【農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実】 ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で農地の総量確保目標を設定(国と地方の議論が実質的に機能する仕組みを設置)【地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施】 ・地方では新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記(現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ) 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定 目標管理に係る実行計画の実施状況等を第三者機関が事後評価 ○農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し ・農地転用許可等について、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲 ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等 ・市町村農業委員会選任委員の学識経験者の比率を高めることを可能とする ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止(地域の実情を踏まえ、必要に応じて聴取) ○農地において農業が力強く営まれるための取組を充実 農地制度の枠組みづくりを行い、地方は農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策等の具体の施策を推進 ※別紙参照	農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第6条、農地法第4条、第5条、附則第2項、農業委員会等に関する法律第12条	別紙参照	農林水産省	全国知事会、全国市長会、全国町村会	農地・農山村において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自注として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	平成26年8月5日に公表した「農地制度のあり方について」(地方六団体提言)に対する「農林水産省の考え方」(忘記回答)については、現行制度の課題において一定の部分は地方六団体提言と認識を共有していると考えているが、これらの課題を踏まえた農林水産省としての具体的な提案は十分に示されておらず、地方六団体提言に対して様々な懸念を示すとまとめている。 ・地方六団体提言は、農林水産省が懸念を示している点にも十分応えているものと考えているが、これらの懸念を払拭するため、地方六団体提言の考え方を補足する上で、これに対する農林水産省の見解について回答いただきたい。 また、農地の総量確保(マクロ管理)及び個別の農地転用許可等(ミクロ管理)の見直しについて、農林水産省においてお考えのスケジュールと具体策の案を明示していただきたい。  (別添参照)	有	(当会意見)	
292	農地制度のあり方について	農地の確保に資する国・地方の施策の充実 農地の総量確保の目標管理 農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直しを行う。	【農地の確保に資する国・地方の施策の充実】 実効性ある農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築する。具体的には、国指針として確保すべき農用地等の面積目標を設定することとし、この設定に際し、農地確保の施策効果ごとの目標を設定することとし、市町村は目標設定に関与することができなかったが、これらの目標は、国、都道府県、市町村が十分議論を尽くした上で設定することとする。このため、単に国が地方の意見を聴取するのではなく、国と地方が連帯性を確保した中で、実質的な議論を行うための新たな枠組みを設けることとする。なお、確保すべき農用地等の面積の目標については、国指針、都道府県方針、市町村計画に明記することとする。また、農地確保の施策について確実に実行に移すため、国、都道府県、市町村それぞれレベルで、「実行計画」を策定する。 【農地の総量確保の目標管理】 個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から、市町村に移譲し、国、都道府県の関与は不要とするべきである。また、市町村計画の策定のうち農用地区域の設定・変更についても、都道府県知事の同意を不要とするべきである。 【農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し】 上記の目標達成に向け、国は農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進する。	農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第6条、農地法第4条、第5条、附則第2項		農林水産省	三重県	農地・農山村において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自注として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるように制度設計とすべきである。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるように制度設計とすべきである。	
16	農地転用許可権限の移譲	①農地転用許可については、大臣許可・協議等の事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速性に欠けるため支援があり、地域事情を把握している市町村に権限を移譲すべきである。総合的な土地利用行政を担う観点から、基礎自治体である市町村に権限を移譲すべきである。 ②現行の許可権限は、面積4ha超の農地においては「国(農林水産大臣)」、4ha以下2ha超は、国の事前協議に基づいて「都道府県知事」、2ha以下は「都道府県知事」(権限移譲を受けた市町村は除く。)にある。これらすべての許可権者を「市町村へ移行」する。	・支援となる手続きの現状と事例 農用地区域からの除外(以下「農振除外」と表記。)の許可を受け、その後農地転用の手続きを進めることとなることから、農地転用が許可されない見込みがない事案については農振除外の手続きが進められない。そのため、農振除外が必要な大規模な開発については、国、県との事前協議を行い、除外相当と認められた後に農振除外の申請を行うこととなる。国との協議は非常に長期間を要するため、開発計画の遅やかな推進は困難である。 ・迅速な事業推進の必要性 農家の後継者の住宅整備等小規模な開発に伴う転用についても、農振除外の手続きにおいて県との協議に相当な時間を要し、後継者の定住に支障がある。 ・地域の実情を踏まえた必要性 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。地域事情を把握している基礎自治体が、土地利用行政を総合的に担っていく必要があるという観点から、市町村に許可権限を移譲すべきである。	農地法第4条及び第5条	地方自治確立対策協議会(地方六団体)から規制改革会議において、同様の意見を提言(参考資料)を	農林水産省	飯田市	農地・農山村において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自注として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・上記の点を実現するためには、「農地の総量確保」と「地域の実情に応じた農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更」を両立させる適切な運用基準が必要となるが、その制度設計に当たっては、国は地方公共団体の意見を十分に聴き、市町村が移譲された事務・権限を適切に運用できるようにすべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるように制度設計とすべきである。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるように制度設計とすべきである。	
20	農地転用許可(4ha超)権限の移譲	農地の転用(4ha超)に関する許可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くことは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方で行う方が効果的な事務ができる。	農地法4条1項、5条1項		農林水産省	愛知県	農地・農山村において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自注として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	真に守るべき農地の確保を図る方策は重要と考えるが、地方分権にも十分に重きを置き、提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるように制度設計とすべきである。	



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
80	全ての市町村に転用許可権限を移譲	農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創進グループでは、本格的な地方分権改革の時代を前に、地域の元気を創進し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住みやすさを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。 しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性も欠けている状況である。 地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。 そのため、農地転用の許可を市町村が行うことができるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。	農地法第4条第1項、第5条第1項		農林水産省	松前町	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	松前町は山のない平坦な地形であり、新たな農地の確保は難しい状況であるが、宅地開発等の需要は高い。 その中で、地域の実情や住みやすさを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するためには、農地転用許可の権限委譲が必要である。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
91	農地転用の許可等に 関する事務・権限の移 譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を、農林水産大臣及び都道府県知事から、市町村長へ移譲すること。	【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法が一定の権限移譲を進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用については農林水産大臣の許可、協議を必要とする条件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。 【改正の必要性】農地転用に関する事務権限を市町村に移譲することにより、地域の実情を把握する市町村が事務を行うことで事務の迅速化が図れるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地法附則第2項に基づく、国への協議を廃止することも提案)。 【懸念の対応】農地転用の事務権限に併せて、農地法が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。	農地法第4条、第5条	(添付資料) ・地方六団体農地制度PT報告書(H27.7)	農林水産省	佐賀県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の観点と農地確保の観点から検討を行った閣議決定の趣旨に最もかなうと考えており、その実現を強く求める。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
100	農地転用許可権限の 市町村への移譲	①4haを超える農地転用に 係る農林水産大臣の許可 権限を市町村長へ移譲す る。 ②4ha以下の農地転用に 係る知事の許可権限を市 町村長へ移譲する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっては、審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を要する必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支障事例】 地方農政期間における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業家が別と変化する経済情報に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができていた。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の職務付付を廃止すべきとの多数の意見がある。	農地法第4条第1項及び第5条第1項		農林水産省	岡山県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができていた状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
121	4haを超える農地に係 る転用許可権限の移 譲	農地法第4条又は第5条に 基づく農地の転用許可権 限のうち、農地面積が4ha を超えるものに係る農林水 産大臣の許可権限の都道 府県知事への移譲	【提案の背景】 農地転用に当たっては、農地面積が4haを超える場合は農林水産大臣、4ha以下の場合には知事が許可権限を有している。これについて、政府においては、平成25年12月20日「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度については、平成26年を目途として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 【制度改正の必要性】 大臣許可案件の処理には、知事許可に比べ、事前協議等に数か月以上の期間が加わったため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣の許可権限を知事に移譲することにより、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。 【懸念への対応】 大臣許可権限の知事への移譲により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に依って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保が可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。	農地法第4条、第5条	参考資料 ・平成26年度 特開案の提案(抜粋)	農林水産省	静岡県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等の検討に当たっては、随時検討状況について情報提供するとともに、地方と十分協議することを求める。 また、平成21年改正農地法附則を踏まえた適切な時期までに結論を得ることを求める。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
143	農地転用に係る事務権限の市町村への移譲	農地転用に係る国の許可権限を地方公共団体に移譲すること。	〔支障〕 佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、庁内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。 当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、農地転用許可要件や、27号計画で認められる施設要件が以前より厳しくなっており、事業者の手法を見せない状況となり、未だ用地買収に着手できない状況となっている。 本市の平野部分は都市計画区域外であり、その中で市街化区域内では一団の土地の確保が難しく、市街化調整区域内の農地から工業団地の適地が無いというのが実情である。しかし、市街化調整区域の大規模な農地の開発については、農政局の協議・許可が必要であり、手続が長期化している。そのため、企業も農地の開発を回避する傾向にあり、実際に佐賀市内に適当な広さ・条件の用地が無いとことで市外に流出した企業もある。  【必要性】 農地転用許可権限を市に移譲することにより、本市の構想の下に農業と工業、市街地のバランスある土地利用が促進され、地域における雇用の確保や企業誘致による自主財源の確保等、地域経済の活性化を図ることができ。	農地法第4条及び第5条		農林水産省	佐賀市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	意見なし		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
151	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限の市町村への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の農林水産大臣の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村に移譲する(併せて4ヘクタール以下の農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の知事の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村へ移譲する。)	【必要性】 農地転用許可の審査期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる)。 農地転用は、産農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する必要があるためであり、転用申請に別添った当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならないものである。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	農地法第4条第1項及び第5条並びに第5条第1項及び第4項	・本案の農地及び農地転用許可の状況の概要	農林水産省	鳥取県、大阪府	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有している。農地転用については、許可基準が明確であれば、許可権者によって判断が異なることはないため、許可面積により許可権者を区分する必要はなく、権限移譲による農地確保への支障もない。 また、移譲に当たっては、地域の農地等の状況は、市町村がもっとも認識しており、迅速な対応がとれることから、権限を市町村に移譲することが適当であり、速やかに許可権限を移譲すべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
195	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲する	〔制度改正の必要性〕 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。 県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会での審査、農産委員会への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって許可権者が変わることに合理性はない。	農地法4条、5条		農林水産省	和歌山県、大阪府	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	農地制度のあり方については、現在、内閣府所管の地方分権改革有識者会議(農地・農林部会)において、総合的な検討が進められているところと承知している。  別添の「農林水産省の考え方」では、農地転用の許可権者は現場と距離をおいて判断ができる者が適切であるとするが、4ha以下の条件は都道府県が許可権者であり、転用面積により許可権者が異なることは合理性に欠け、また、総合的なまちづくりの観点からも好ましくないと考える。許可の厳正な判断については、国が農地法、同法施行令及び同法施行規則をより明確化するところで確保できるものである。  なお、今後、地方六団体の提言のとおり市町村への権限移譲の検討を進めるのであれば、農地が虫食い状態となることを防ため、許可に当たっては都道府県への協議を設けることも必要だと検討をお願いしたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
197	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲	4haを超える農地の転用にかかる許可権限を大臣から都道府県知事に移譲する。	〔根拠条文〕4haを超える農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。 〔改正の必要性〕 農地転用の大臣許可については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めたい上で課題となっている。 地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とピークを産する企業の一ズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】 大規模商業施設を誘致するため、市街化区域編入したが、その後の交通協働で市街化調整区域内で道路拡幅が必要となった。本市街化区域内の農地転用は許可不要であるが、一連の事業計画のもとに市街化区域と市街化調整区域にまたがって転用が行われその面積の合計が4haを超える場合は市街化調整区域にある農地転用は大臣許可が必要とのこと。開発事業者が道路拡幅を行う場合大臣許可手続きに相当の時間を要することとなり事業計画が遅れることとなり、予測されたため、開発事業者による道路拡幅は断念、市が直接施工した。	農地法第4条第1項、第5条第1項		農林水産省	奈良県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	・地域の実情を把握する地方が事務を行うことは、総合的なまちづくりの観点から必要となることを重視して検討していただきたい。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		<p>議決結果</p> <p>第27次対策方針（第21回閣議決定）附則</p> <p>第27次対策方針（第21回閣議決定）に定めるもののほか、当該法律をくぐつたこと で併せて</p> <p>第28次対策方針（第22回閣議決定）に定めるもののほか、当該法律をくぐつたこと で併せて</p> <p>第29次対策方針（第23回閣議決定）に定めるもののほか、当該法律をくぐつたこと で併せて</p>	対応方針の措置（検討）状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
143	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
151	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>法律、政令、省令、通知</p>	<p>施行日：公布日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>			
195	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>法律、政令、省令、通知</p>	<p>施行日：公布日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>			
197	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>法律、政令、省令、通知</p>	<p>施行日：公布日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
212	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	【支障事例】 国内屈指の光技術を有する浜松ホトクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(豊田市下神郷)において工場拡張を計画したため、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張らうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。例えばこの面積が4haの農林水産大臣許可案件となれば、さらに期間を要するものであると考えられる。  【必要性】 豊田市では、新東名高速道路の(仮称)豊田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の豊田IC及び遠州豊田PAスマートICをめぐって、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の真性と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。  【効果】 4ha超の農地転用許可の権限移譲により、手続き期間が1年以上短縮が見込まれる。	農地法第4条、第5条		農林水産省	豊田市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	意見なし			○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。
225	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となっており、また、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。  【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に合った土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。	農地法第4条、第5条、附則第2項		農林水産省	三重県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。
234	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	【支障事例】 4ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可する場合であっても、各農業委員会において意見書を送付するために農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づいたビジネスチャンス企業等が逃す場合や、不要な出費を強い場合があり、許可権限を都道府県へ移譲することにより事務の迅速化を図るべきである。  【懸念の解消】 国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって用水排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり重要な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが、農地転用許可については(本県では市町村へ権限移譲済)が行う場合と農林水産大臣が行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町村)は審査能力を有することから、許可権限を都道府県へ移譲することによる支障はない。	農地法第4条第1項及び第5条第1項		農林水産省	広島県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	本県においては、事務処理特例条例により、農地転用に係る事務についてすべての市町村に事務を移譲しており、適正に処理している。「国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくか」については、許可基準を厳正に適用するために、基準のさらなる明確化により都道府県や市町村において処理は可能と考える。 また、2(4)ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可(大臣への協議)する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。			○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。
262	農地転用許可の移譲	4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。(ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の確保は必要)	【制度改正の必要性等】 平成25年12月20日の4ha超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体が持つ他法令許可等との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化している。  【制度改正の経緯】 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」については、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(421法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国・関係等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。  【懸念への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年までの間に、大臣許可案件の調整を24件処理しており、地方が権限の移譲を受けても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。 ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定する是正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。	農地法第4条、第5条		農林水産省	埼玉県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
300	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律により市町村に移譲する。 このことにより、住民にとつては、申請から許可までの時間の短縮、地域の実情をよく知る市町村農業委員会で事務処理が行われ説明等が簡略化されるとともに、行政費として、市町村農業委員会、自治体農業委員会、地域の特色を生かした事務執行が可能となるため、まちづくりの主体である市町村による総合的な行政が展開されることとなる。	〔提案事項〕 農地の転用は、住民に身近な市町村が権限を持ち、迅速かつ簡素に許可事務を行うことが必要であり、農地転用等に関する許可権限を法律により市町村に移譲するべきである。 〔制度改正の必要性〕 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、4ha超の許可案件の農地転用については、申請から許可まで1年間を要している事例があるなど事務手続の迅速化を阻害している。	農地法第4条第1項、第5条第1項		農林水産省	福島県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自覚として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	<回答> 土地は様々な産業等の基盤となるものであり、農地を含む土地利用に係る行政事務について、市町村が主体として総合的に担うことがまちづくりを進める上で極めて重要である。 現在は、農地転用面積により、許可権者が国、都道府県又は権限移譲市町村と分けられているが、実際の申請においては事業の必要性、規模の妥当性などについて、案件の規模の大小に拘わらず許可基準(許可基準に規模の区別はない)に従い審査しており、規模の大小で分ける合理性はない。 農地が国民への食料の安定供給等の基盤であり、食料自給率の向上のために、その確保が重要であることは都道府県や市町村も認識しているものと考えるが、なお国民全体がそのような認識を共有すること、また土地を農業利用することが他の土地利用に対して優位性を有するようになることも重要と考える。 市町村への権限移譲を進める上で担保措置については、転用基準の更なる明確化、一定規模以上の案件について事後的な報告の義務付け、連絡調整会議の設置等が考えられる。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産物産出地域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
313	農地転用の許可権限の道から都道府県への移譲	4haを超える農地転用の許可権限について、道から都道府県へ権限を移譲すること	〔支障〕 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、4ha超の許可案件の農地転用については、申請から許可まで1年間を要している事例があるなど事務手続の迅速化を阻害している。 〔制度改正の必要性〕 許可基準が法令で定められており、国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続の簡素化による住民サービスの向上を考慮すると、都道府県へ権限を移譲するべきである。	農地法第4条、農地法第5条		農林水産省	熊本県	農地・農村部会において検討中	農地転用許可については、優良農地の確保の観点及び食糧の安定供給等の基盤である農地の確保からも適正に行わなければならないと考えている。 農地転用の許可は、農地法、間法施行令及び間法施行規則並びに農地法関係事務に係る処理基準及び「農地法の運用」等の通知に基づいて行われており、農林水産大臣許可も都道府県知事許可も許可基準は同一である。本県においても今まで農林水産大臣許可案件において、国の判断と本県の判断と相違があったことはない。農地転用については、許可基準に基づき適正に執行していると考えている。 「食糧の安定供給等の基盤である農地の確保の検討については必要と考えるが、農地転用の実施主体の農地転用の許可権者の判断は、農地転用は許可基準に基づき施行されているため、当該検討とは別途行われるべきと考える。速やかな検討をわれ、4ha超の農地転用の許可権限の道から都道府県への移譲をお願いしたい。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・ある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産物産出地域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。		
347	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること	〔提案事項〕 農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲 〔支障事例〕 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査のち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていこうとする支障となっている。 〔制度改正の必要性〕 農地転用は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。	農地法第4条、第5条		農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自覚として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となること認識は地域行政においても共有している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かすべき農地とその他の活用を考えると農地を見極め、有効利用を図っていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。 このようにことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地転用許可に係る県の同意の廃止」、「農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産物産出地域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
417	農地転用の許可権限の移譲	農地法第4条及び第5条に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	土地利用行政を基礎自治体が総合的に担う観点から、農地法第4条第1項、第5条第1項(規定される農地転用の許可権限)について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。 〔権限移譲等の必要性〕 ・地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。 ・農地転用許可基準は農地法等で明確化されていることから、その基準への適合については地域の実情を熟知している基礎自治体が適正に判断することができると考えられる。 ・農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効果的かつ効果的な施策展開が可能となる。 ・農地転用許可権限を基礎自治体が担い、農業委員と連携することで地域の農業振興を図り、不要な宅地開発を防ぐことができる。 ・当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限の一部が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。 ・農林水産大臣の許可案件についても、農業委員会が申請者からの転用相談を受け、許可基準に係る調査を行っているのが実情である。 (支障事例) 別紙No.11に記載のとおり	農地法第4条第1項、第5条第1項	○政府の地方分権改革推進会議が「まごめた」地方分権改革の総括と展望」で「農地転用の許可権限等は条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村へ権限が移譲され、特例の支障がなく事務処理が行われている。市町村優先の原則の下で、特例の実績が積み上がったものについては、法令による移譲を進めることが必要としている。 ○地方分権改革推進会議は、農地転用等に係る事務・権限の移譲関係、農地の確保のための監視の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自覚として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が、食料の安定供給等の基盤である農地を確保するという観点も踏まえ、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産物産出地域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。		



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
439	農地転用の権限移譲	農地の転用に関する許可権限を市町村長に移譲する。	【現状】 県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。 【支障事例】 A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路の沿道という企業立地の絶好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を置く地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。 【支障事例の解消策及び効果】 農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とすることにより、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。	農地法4条1項、5条1項		農林水産省	岐阜県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	現在、農林水産省において、農地転用事務の実施主体の在り方について、検討していただいているところであるが、地域の実情に精通している市町村長に、農地転用の権限を移譲していただくよう、強くお願いする。			○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。
468	農地の転用に関する事務の區からの権限移譲	・4haを超える農地転用許可事務の都道府県への移譲	開発計画等の大規模な農地転用が予定された場合、大臣許可に至るまでの間との調整が長期に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、4ha超の転用許可権限移譲することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	農地法第4条及び第5条		農林水産省	神奈川県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	意見なし		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
672	4haを超える農地転用に対する農林水産大臣許可を限知事に権限移譲	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となつて農用地の利活用が正をしていただきたい。	調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 1 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましい状況とは言えない。 2 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。 これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求め企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるよう、就労場所の確保が必要である。	農地法第4条、第5条		農林水産省	須賀市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  なお、 ① 企業用地の確保については、農業上の土地利用との調整を図った上で、工場立地法に基づき工場適地として位置付けること ② 就労場所の確保のために農村地域工業等導入促進法に基づき工業等導入地区内に含めること 等、他の法律に基づき公益的なものとして位置付けることにより、農地転用が可能となる場合もあるので、具体的に検討されている案件があるのであれば、個別に長野県や関東農政局に御相談していただきたい。	食料自給率向上を図るののであれば、カロリーの高い米麦、油脂、家畜飼料を作付ける農地を重点的に守り生産性を上げるべきである。地域により異なる農地の利用状況を考慮せずに全国一律の規制を当てはめるのではなく、地域の実情を熟知している地方に権限を委ねると、土地利用と農地保全の両方の観点をもつて、地方の活力をより一層高めるための土地利用が可能となる。  なお、農村地域工業等導入促進法に基づく農地転用については、参入業種が限られ、計画作成までに時間もかかることから、地域や企業ニーズに応じて行うことは難しいものである。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
703	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲	農地転用面積が4ヘクタールを超える場合の農地転用許可権限を現行の農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	【権限移譲の必要性】 農地の総量確保のあり方と併せて検討すべきものと考えているが、4ha超の農地転用許可については、国よりも農地の状況をより把握できる県に権限移譲を行うことで、事務処理全体の時間短縮や申請者の負担軽減等が図られる。  【当県における事務の実績】 平成24年から平成25年までで5件発生 所要期間が長いものの例としては、2年8ヶ月(協議5回)、1年6ヶ月(協議4回)	農地法第4条及び第5条		農林水産省	鹿児島県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	県においても、優良農地の確保の重要性については十分認識の上で農地転用許可事務を執行しているところであり、国よりも農地の状況をより的確に把握できる県に権限移譲を行うことで、農業以外の土地利用との迅速な調整が可能となり、事務処理全体の時間短縮や農地転用申請者の負担軽減等が図られることから、県へ権限を移譲することが必要と考える。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
720	農地の転用に関する事務	農林水産大臣許可案件(4ha以上)の権限を地方に移譲する。	大臣転用案件については、都道府県を経由して国において許可・不許可を判断しているところ。地域の状況(地理的・地勢的)についてどうも国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するため、権限を地方に移譲して、申請者側の負担を軽減する。	農地法第4条、第5条		農林水産省	徳島県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	食料の安定供給の基盤としての農地の確保は、確保すべき農用地等の面積の目標として、国、都道府県、市町村が議論の上で設定し、実行計画を策定する。 その実行計画を踏まえた上で地方において転用手続を行えば必要な農用地は確保できると考える。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
752	大臣許可を要する農地転用許可権限(4ha超)の都道府県への移譲	農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可について許可権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても、地域の実情に応じた農業生産の基盤である農地の確保といった県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。 【制度改正の必要性】 全国知事会による自治体アンケートによれば、企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議まで長期間(2年程度)要した事例もあり、計画的な地方の施策展開に支障が生じている。そもそも許可基準は同一であり、面積で許可権者が異なるのは不合理。大規模農地の農地転用許可権限を都道府県に移譲することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。 【改正による効果】 地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができると見られる。県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会で審議し農地委員会との諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることには合理性はない。	農地法第4条、第5条		農林水産省	兵庫県、大阪府	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	・都道府県知事が行う農地転用許可事務は、農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業会議への意見聴取により、客観的かつ総合的な判断がなされており、転用面積の大小によって許可権者等が変わることについて、客観的・合理的な理由がないものとする。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
935	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に施した土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を担うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。	農地法第4条、第5条		農林水産省	三重県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
38	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	同左	【支障事例】 法令に規定はないが、協議に先立つ事前相談が慣例となっており、その分、審査期間に遅れが生じている。 【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を促すとは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方で行う方が効果的な事務がでる。	農地法附則2項		農林水産省	愛知県	農地・農村部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	真に守るべき農地の確保を図る方策は重要と考えるが、地方分権にも十分に重きを置き、提案とおりの対応が実現するよう検討していただきたい。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況	
	意見	補足資料		区分	回答		
720	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団会)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>法律、政令、省令、通知</p> <p>施行日: 27年6月26日 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>
752	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団会)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>法律、政令、省令、通知</p> <p>施行日: 27年6月26日 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>
935	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団会)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>法律、政令、省令、通知</p> <p>施行日: 27年6月26日 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>
38	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団会)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>法律、政令、省令、通知</p> <p>施行日: 27年6月26日 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
120	2haを超え4ha以下の農地に係る農林水産大臣との協議の廃止	農地法附則第2項により都道府県知事に業務付与されている。2haを超え4ha以下の農地転用許可等に係る農林水産大臣との協議の廃止	【提案の背景】 農地転用に当たっては、農地面積が4ha以下の場合には知事(又は権限移譲市長)が許可権限を有しているが、2haの農地転用については、農林水産大臣との協議が必要となっている。政府においては、平成25年12月20日「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度について、平成26年を目途として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の期号等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 【制度改正の必要性】 大臣協議が必要な案件の処理には、協議不要の案件に比べ、事前協議等に数か月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地等の転用需要に対し、関係者の專業展開のスピードを助えた迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業兼営を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることがあげられる。大臣協議の廃止により、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。 【懸念への対応】 大臣協議の廃止により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。	農地法附則第2項	参考資料 ・平成26年度 静岡県 の提案(抜粋)	農林水産省	静岡県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等の検討に当たっては、随時検討状況について情報提供するとともに、地方と十分協議することを求める。 また、平成21年改正農地法附則を踏まえた適切な時期までに結論を得ることを求める。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
178	農地転用の許可に対する農林水産大臣協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から農林水産大臣への協議を廃止する。	【支障】土地利用法制と所管府省は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。 【改正の必要性】農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に関する都道府県から国への協議を廃止する。これにより、地域の実情を把握する地方自治体が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地転用に関する事務権限を市町村長に移譲することを提案)。 【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。	農地法附則第2項		農林水産省	佐賀県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	地方六団体「農地制度のあり方について」を実現することが、地方分権の観点と農地確保の観点から検討を行うとした閣議決定の趣旨に最もかなうと考えており、その実現を強く求める。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
181	農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止	2haを超え、4ha以下の都道府県知事許可案件(二)に係る農林水産大臣との協議を廃止すること	【見直しの必要性】 ・農地法附則第2項において、都道府県知事は、当分の間、2ヘクタールを超える農地転用について、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならないこととしている。 ・農地転用については、法令に基づく許可基準が定められており、許可権者に問わず、許可の可否判断は同一である。 ・大臣協議(事前調整及び公文書協議)に一定期間(1～2週間)を要し、迅速な許可事務に支障をきたしており、協議は必要ない。 ・県地国に対して審査書類や計画図等の資料を提供することに異存はない。	農地法附則第2項		農林水産省	秋田県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	本県を含む提案団体の支障事例・必要性を十分踏まえて、農地・農林部会における検討が進められるべきである。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
196	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可にかかる農林水産大臣協議の廃止	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する	【制度改正の必要性】 農地転用許可事務は、市町村農業委員会の審査、農業者会議への諮問からなる段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	農地法附則第2項		農林水産省	和歌山県、大阪府	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	農地制度のあり方については、現在、内閣府所管の地方分権改革有識者会議農地・農林部会において、総合的な検討が進められているところと承知している。  転用面積により協議の取扱いが異なることは合理性に欠ける。許可の際の適正な判断については、国が農地法、同法施行令及び同法施行規則をより明確化することで確保できるものである。  なお、今後、地方六団体の提言のとおり市町村への権限移譲の検討を進めるのであれば、農地が虫食い状態となることを防ぐため、許可に当たっては都道府県への協議を設けることも含めた検討をお願いしたい。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
199	農地転用許可事務に係る農林水産大臣への協議の廃止	2haを超える農地転用の知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を要する必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要する上、立地を計画している企業が別々と異なる経済事例に基づくビジネスチャンスを通す場合や、不要な出費を強いる場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができており、市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の職務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	農地法附則第2項		農林水産省	岡山県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自覚として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができていく状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の確保確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農地転用地区の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
213	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	【支障事例】 国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊田製作所(豊田市下神郷)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。  【必要性】 豊田市では、新東名高速道路の(仮称)豊田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の豊田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続に期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。  【効果】 2ha超4ha以下の農地転用の大臣協議の廃止により、手続き期間が半年から1年程度の短縮が見込まれる。	農地法附則第2項		農林水産省	豊田市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自覚として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	意見なし		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の確保確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農地転用地区の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
314	2ha超から4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣協議の廃止	知事許可の2ha超から4ha以下の農地転用について国への協議を廃止すること	【支障】 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、2ha超から4ha以下の農地については知事許可にもかかわらず、国への協議が必要で、1カ月～数カ月もの協議期間を要しており、事務手続の迅速化を阻害している。 【制度改正の必要性】 国への協議は「当分の間」として平成10年に法改正が行われ既に16年経過している。農地転用については、許可基準が法令で定められており国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続の迅速化による住民サービスの向上を考慮すると、「協議」は廃止すべきである。	農地法附則第2項		農林水産省	熊本県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自覚として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	農地転用許可については、優良農地の確保の観点及び食糧の安定供給等の基盤である農地の確保からも適正に行わなければならないと考えている。 農地転用の許可は、農地法、同法施行令及び同法施行規則並びに農地法関係係事務に係る処理基準及び「農地法の運用」等の通知に基づいて行われており、許可基準は同一のため、農林水産大臣による判断も都道府県知事による判断も同一である。 本県において、今まで2ha超4ha以下の案件について農林水産大臣と協議してきたが、国の判断と本県の判断に相違があったことは必要と考える。しかしながら、農地転用の許可の実施主体の判断は、農地転用は許可基準に基づき実施されているため、当該検討案件とは別途行われるべきと考え、住みやすい社会向上のためにも、速やかな検討を行われ、2ha超4ha以下の農地転用の農林水産大臣との協議について廃止をお願いしたい。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の確保確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農地転用地区の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
673	2haを超え4ha以下の農地転用に対する農林水産大臣の協議廃止	地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。	調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。 また、現状として、 1 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましくない状況となっている。 2 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。 ことが挙げられる。 これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を要する企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるように、就労場所の確保が必要である。	農地法附則第2項		農林水産省	須賀市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自覚として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	食料自給率向上を図るののであれば、カロリーの高い小麦、油桐、家畜飼料を作物とする農地を重点的に守り生産性を上げるべきである。地域により異なる農地の利用状況を考えて全国一律の規制を当てはめるのではなく、地域の実情を熟知している地方に権限を委ねることで、土地利用と農地保全の両方のメリットを捉えて、地方の活力をより一層高めるための土地利用が可能となる。  なお、農村地域工業等導入促進法に基づく農地転用については、参入業種に限られ、計画作成までに時間がかかることから、地域や企業ニーズに応じて行うことは難しいものである。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の確保確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農地転用地区の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況	
	意見	補足資料		区分	回答		
199	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>法律、政令、省令、通知</p> <p>施行日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>
213	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えています。</p>		
314	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>法律、政令、省令、通知</p> <p>施行日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>
673	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>法律、政令、省令、通知</p> <p>施行日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
778	知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大臣協議の廃止	農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議を廃止すること。  また、地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部署とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。 なお、県が行う農地転用許可事務は、市町農業者委員会で審議や県農業委員への諮問手続等によって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって協議の要否を区別することに合理的ではない。	【現行】 農地転用については、現行では、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされている。 【支障事例】 過去において企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間差し支障事例あり、計画的な地方の施策展開に支障が生じた。 【改正による効果】 知事許可案件に係る大臣協議を廃止することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。	農地法附則第2項		農林水産省	兵庫県、大阪府	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目的として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	・都道府県知事が行う農地転用許可事務は、農政部署とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断の上、市町村農業委員会の審議や都道府県農業委員会の意見聴取により、客観的かつ総合的な判断がなされており、転用面積の大小によって許可権者が変わることについて、客観的・合理的な理由がないものと考ええる。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
885	農地転用許可に係る協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可の履行にとされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	【制度改正の必要性等】 農地法第4条、第5条による2ha超4ha以下の農地転用許可については、都道府県知事から農林水産大臣への協議制とされている。このため、県で審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となっており、事業者の事務的な負担が大きいために、審査期間が長期化している。 【制度改正の経緯】 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」は、「農地転用に係る事務・権限については、地方の見直しも踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(421法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目的として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体の間に国と等々の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまともな失われるだけでなく、集約的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招く恐れがあることの影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。 【懸念への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年未までの間に、2ha超4ha以下の知事許可案件を28件処理しており、協議が廃止されても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。	農地法附則第2項		農林水産省	埼玉県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目的として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	・農林・農地法の中で優良農地確保と地球経済活性化を両立させるのが地方の役割であり、地域の実情に応じたまちづくりの実現に向けて、農地制度を含めた土地利用制度を地方が主体となって事務を行うことが必要である。 そのため、2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議を廃止すべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。		
936	農地転用の許可等に関する国への協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのために、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に即した土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地味も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、協議を廃止すべきである。	農地法附則第2項		農林水産省	三重県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目的として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	○地方六団体で示した「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。		
938	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議の廃止	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議を廃止する。	【提案事項・支障事例】 平成10年の農地法改正で、2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に農林水産大臣との協議を義務付けされたが、同年の事務次官通知では「農林水産大臣の同意まで求める趣旨のものではない。」とされている。 実際の大臣協議においては、1ヶ月間の協議時間を要することが通常となっており、場合によっては90日コントロール離れた東北農政局(山合市)における協議が必要なものがある。大臣協議が終了するまでは、当該の農地は、県農業委員に諮問することができず、転用許可まで時間を要している。 2ha超から4ha以下の農地転用許可について、知事の権限で許可を行っている2ha以下と同じ許可基準であり、本県において2ha以下の転用許可に係る事務を適正に行っているところ、協議に費やす時間と労力の軽減、許可の迅速化を図り、住良サービスの向上につなげるため、協議手続きの廃止を願いたい。	農地法附則第2項		農林水産省	福岡県	農地・農林部会において検討中	<回答> 土地は様々な産業等の基盤となるものであり、農地を含む土地利用に係る行政事務について、市町村が主体として総合的に担うことがまちづくりを進める上で極めて重要である。 現在は、農地転用面積により、許可権者が国、都道府県又は権限移譲市町村と分けられているが、実際の申請においては事業の必要性、規模の妥当性等について、案件の規模の大小に関わらず許可基準(許可基準に規模の区別はない)に従い審査しており、規模の大小で分ける合理性はない。 農地が国民への食料の安定供給等の基盤であり、食料自給率の向上のために、その確保が重要であることは都道府県や市町村も認識しているものと考えられ、なお国民全体がそのような認識を有すること、また土地を農地利用することが他の土地利用に對して優位性を有するようになることも重要と考える。 市町村への権限移譲を進める上で担保措置については、転用基準の更なる明確化、一定規模以上の案件について事後的な報告の義務付け、連絡調整会議の設置等が考えられる。	○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。			



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
983	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農地転用面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【規制緩和の必要性】 2ha超4ha以下の農地転用許可については、農林水産大臣への協議を廃止することで、事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。  【当県における事務の実情】 平成23年から平成25年までで22件発生 所要期間は、約2か月から5か月半	農地法附則第2項		農林水産省	鹿児島県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	県においても、優良農地の確保の重要性については十分認識の上で農地転用許可事務を執行しているところであり、譲りも農地の状況をより的確に把握できる県に権限移譲を行うことで、農業以外の土地利用との迅速な調整が可能となり、事務処理全体の時間短縮や農地転用申請者の負担軽減等が図られることから、県へ権限を移譲することが必要と考える。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産物産出地域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
984	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【支障事例】 2ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣へ協議する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政における手続に一定程度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンス企業等が逃す場合や、不要な出費を強いられる場合があり、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。  【懸念の解消】 国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが、農地転用許可について県(本県では市町村へ権限移譲済)が行う場合と農林水産大臣への協議を行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、農林水産大臣への協議を廃止することによる支障はない。	農地法附則第2項		農林水産省	広島県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	本県においては、事務処理特例条例により、農地転用に係る事務についてすべての市町村に事務を移譲しており、適正に処理している。「国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくか」について、許可基準を厳正に適用するために、基準のさらなる明確化により都道府県や市町村において処理は可能と考える。  また、2(4)ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可(大臣への協議)する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産物産出地域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
985	農地転用に係る農林水産大臣への協議を廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	【現状】 県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。  【支障事例】 A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路の周辺に工業立地の親好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の実体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。  【支障事例の解消策及び効果】 農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とし、国の協議を廃止することで、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。	農地法附則2項		農林水産省	岐阜県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	現在、農林水産省において、農地転用事務の実施主体の在り方について、検討していただいているところであるが、地域の実情に精通している市町村長に農地転用の権限を移譲いただくことにも、2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議についても廃止していただく、強くお願いする。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産物産出地域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
987	農地の転用に関する事務	農林水産大臣協議案件(2ha以上)については、協議の義務づけを廃止する。	大臣協議案件については、国において協議しているところ、地域の状況(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分でなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、協議の義務づけを廃止し、申請者側の負担を軽減する。	農地法附則第2項		農林水産省	徳島県、大阪府	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	食料の安定供給の基盤としての農地の確保は、確保すべき農用地等の面積の目標として、国、都道府県、市町村が協議の上で設定し、実行計画を策定する。  その実行計画を踏まえた上で地方において転用手続を行えば必要な農用地は確保できると考える。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産物産出地域の設置・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		議決結果 （第2次対応方針（第21回議決決定）指針） 第21次対応方針（第21回議決決定）に関するものは当該議決をく「中21」とし、 第22次対応方針（第22回議決決定）に関するものは当該議決をく「中22」とし、 第23次対応方針（第23回議決決定）に関するものは当該議決をく「中23」として記載。 第24次対応方針（第24回議決決定）に関するものは当該議決をく「中24」として記載。 第25次対応方針（第25回議決決定）に関するものは当該議決をく「中25」として記載。	対応方針の措置（検討）状況		
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況
983	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団会）とあり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林業用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。」併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日：公布日（平成27年6月26日）、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第60号）	
984	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団会）とあり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林業用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。」併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日：公布日（平成27年6月26日）、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第60号）	
985	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団会）とあり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林業用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。」併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日：公布日（平成27年6月26日）、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第60号）	
987	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団会）とあり、「国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林業用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。」併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日：公布日（平成27年6月26日）、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第60号）	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
988	農地転用許可にかかる大臣協議の廃止	2ha～4haの農地転用許可にかかる大臣協議を廃止し、都道府県知事の専権事項とする。	【根拠条文】 平成10年農地法改正により、4haまでの農地転用の許可権限が都道府県に移譲されたが、農地法附則により、当分の間、2haを超える農地転用の許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することが必要である。 【改正の必要性】 農地転用の大臣協議については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。 地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】 市街化区域内の大型店舗出店であるが、駐車場の一部が市街化調整区域の農地約0.3haにかかることとなり、市街化区域の農地転用面積と併せて2haを超えるため、市街化調整区域部分は大臣協議が必要となり、農政局への事前相談から協議回答まで約7月を要した。	農地法附則第2項		農林水産省	奈良県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	・地域の実情を把握する地方が事務を行うことは、総合的なまちづくりの観点から必要なことであることを重視して検討していただきたい。  ・平成10年の農地法改正の附則で「当分の間」とされていることから、前向きに検討願いたい。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
989	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止すること	【提案事項】 2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止 【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査のうえ意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業委員会への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「都道府県農業委員会への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものと考ええる。	農地法附則第2項		農林水産省	大分市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	農地の確保が国民への食料の安定供給等の基盤となるという認識は地域行政においても共有している。 しかし、地域によって自然条件や社会的条件が異なる中で、真に活かしていくことは、地域の実情に精通した市町村の役割と考えている。 このようことから、基礎自治体による主体的な土地利用を進めるためには、「農地転用許可に係る県知事の廃止」、「県農業委員会への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体にとって良い方向へと進むことを期待している。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
993	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る国への協議に係る農地法附則第2項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	【必要性】 農地転用許可に係る協議期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる)。 農地転用は、営農条件や周辺の市街化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に別して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなればならないものである。また、今まで協議を行った案件のいずれも異議無しと回答されているところである。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前協議や調整を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	農地法附則第2項		農林水産省	鳥取県、大分府	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有している。農地転用については、許可基準が明確であれば、許可権者によって判断が異なることはないため、許可面積により許可権者を区分する必要は無く、協議廃止による農地確保への支障もない。よって、国協議を廃止するとともに、地域の農地等の状況をもっとよく認識している市町村に権限を速やかに移譲すべき。		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
996	農地の転用に関する事務の国の関与の廃止	・2ha超4ha以下農地転用許可に係る協議の廃止 ・農地転用許可事務実態調査の廃止	開発計画等による農地転用が予定された場合、国との協議により、調整が長期に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務に於ける、2～4haの農地転用に係る国との協議を廃止することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	農地法第4条及び第5条、同法附則第2項		農林水産省	神奈川県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	意見なし		○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農産農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答	指置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
988	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>【第1次回答】 ①農林水産省は平成25年12月20日閣議決定(注)に基づき、改正法施行後5年を目標として、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 ②農林水産省は、農地転用許可権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 ③農林水産省は、農地転用許可権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 ④農林水産省は、農地転用許可権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p>	法律、政令、省令、通知	<p>施行日: 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>	
989	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>【第1次回答】 ①農林水産省は平成25年12月20日閣議決定(注)に基づき、改正法施行後5年を目標として、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 ②農林水産省は、農地転用許可権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 ③農林水産省は、農地転用許可権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 ④農林水産省は、農地転用許可権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p>	法律、政令、省令、通知	<p>施行日: 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>	
993	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>【第1次回答】 ①農林水産省は平成25年12月20日閣議決定(注)に基づき、改正法施行後5年を目標として、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 ②農林水産省は、農地転用許可権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 ③農林水産省は、農地転用許可権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 ④農林水産省は、農地転用許可権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p>	法律、政令、省令、通知	<p>施行日: 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)</p>	
986	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。</p>					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
14	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用の際に必要となる都道府県農業会議への諮問を廃止する。	①許可に際しては、県農業会議への意見聴取が義務化されている。しかし、同会議は月1回しか開催されておらず、申請から許可までに要する期間が係りすぎるため、申請に対し「迅速な事務処理」の支援となっている。 ②同会議は、各農業委員会等からの大量の案件を短時間で処理するため、会議は実質的には形式化しており、地域の実情を踏まえ検討されている点で、農業委員会の審査だけで十分であると考えられる。 申請から許可までの期間が短縮され、住民に対するサービスの向上が図られ、更には事務量の削減に繋げられることから、農地転用の際に必要となる県農業会議への諮問を廃止していただきたい。	農地法第4条第3項・第5条第3項	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)及び農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づく検討と関連。	農林水産省	燕市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」(「日本再興戦略(改訂2014)」等)において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	一次回答の内容に対して、特に意見ありません。		〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
133	都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止	都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。	<概要> 一定面積以下の農地転用許可について、都道府県から権限移譲を受けている市町村にあっても、都道府県農業会議への諮問、答申を受けることが規定されていることから、市町村農業委員会での審議による「許可」決定から、許可書発行まで20日以上を要している。 <都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止等の必要性> 都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止することにより、申請から許可までの期間が短縮され、迅速な手続きが可能となる。 <具体的な支障事例> 豪雪地という地域特性から、転用事業のための工事期間は降雪時期を除かなければならない。許可までの日数を要することにより、市民に不利益を与える可能性がある。	農地法第4条第3項・第5条第3項		農林水産省	長岡市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」(「日本再興戦略(改訂2014)」等)において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	意見なし		〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
200	農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止	農地転用許可に係る県農業会議への意見聴取の義務付けを廃止する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権を要する必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が別々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。 【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができていない。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	農地法第4条第3項及び第5条第3項		農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」(「日本再興戦略(改訂2014)」等)において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	岡山県では、4ha以下の農地転用許可について、平成20年度までに県内全市町村に事務・権限を移譲しており、市町村において許可基準に即して適正な事務処理ができていない状況にある。 農地転用許可の事務・権限については、農地の確保と総合的なまちづくり・地域産業の活性化の両立を図る観点からも、地域の実情を踏まえた市町村において、迅速な意思決定が行えるようにすべきである。		〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	
214	県農業会議の意見聴取の廃止	県農業会議の意見聴取の廃止	【支障事例】 農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定があることから、磐田市農業委員会において「許可相当」と判断された案件であっても、その日から1週間から10日後に開催される県農業会議の意見聴取後でなければ、当該案件について許可をすることができない状況にある。 【必要性】 本件については、面積の多寡にかかわらず転用案件のすべてに適用されるものであるため、民間の企業活動だけでなく個人の住宅建築等にも影響が生じている。現行農地法下では、農地転用に係る手続に期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。 【効果】 農業会議の意見聴取の廃止により、手続き期間が10日程度の短縮が見込まれる。	農地法第4条第3項及び第5条第3項		農林水産省	磐田市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」(「日本再興戦略(改訂2014)」等)において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	意見なし		〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		議案原案 〔第29回地方創生（特1）特別議決案（抜粋）〕 第27回地方創生（特1）特別議決案（抜粋） 第28回地方創生（特1）特別議決案（抜粋） 第29回地方創生（特1）特別議決案（抜粋） 第30回地方創生（特1）特別議決案（抜粋）	対応方針の措置（検討）状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定	
14	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付けられていないとされており、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
133	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付けられていないとされており、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
200	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革推進会議農地・農村部会において議論が行われているところである。  都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に開催決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	法律、政令、通知	施行日：公布日（平成27年6月26日）、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）			
214	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付けられていないとされており、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
418	農地転用の許可に当たり都道府県農業会議への意見聴取の廃止	農地法第4条第3項及び第5条第3項に規定される農地転用許可に際しては、都道府県農業会議への意見聴取を廃止することとする。	農地法第4条第3項に規定される農地転用の許可の際に義務付けられている都道府県農業会議への意見聴取は、会議が形骸化していること及び事務の効率化による市民サービス向上を図る観点から廃止する。 【規制緩和等の必要性】 地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。 農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開が可能となる。 【支障事例】 農地転用許可権限が道府県から移譲されている場合でも道府県農業会議への意見聴取が法的要件のため、申請者への許可書の発行までの処理日数は移譲前と変わらない。 道府県農業会議への意見聴取は、農業委員会の審議と二重審議であるとともに会議は形骸化している。また、事務処理期間も長くなり市民サービスの面から支障がある。 道府県農業会議への意見聴取には議案の作成、会議への出席、議案の説明等事務処理上、多大な負担となっている。	農地法第4条第3項、農地法第5条第3項	○政府の地方分権改革推進会議が「まとめた」地方分権改革の総括と展望」で「農地転用の許可権限は原則による事務処理特例制度により都道府県から市町村に権限が移譲され、特設の窓口等なく事務処理が行われている。市町村優先の原則の下で移譲の実績が積みあがったものについては、法令による移譲を進めることが必要としている。 ○地方分権改革推進会議農地・農村部会において農地転用等に係る事務・権限の移譲関係、農地の確保のための施策の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」(「日本再興戦略」改訂2014)等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	意見なし			
990	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問を廃止することとする。	【提案事項】 農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止 【支障事例】 農地転用許可に当たっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまづりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「農地転用許可権限の移譲」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することと可能とするものとする。	農地法第4条第3項、第5条第3項		農林水産省	大分市	農地・農村部会において検討中	都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」(「日本再興戦略」改訂2014)等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	「規制改革実施計画」(「日本再興戦略」改訂2014)等の閣議決定を受けての見直し及び検討となっているが、「農地利用計画」に係るもの同意の廃止、「県農業会議への諮問の廃止」、「農地転用許可権限の移譲」を三位一体で行う必要があると考えており、国(農林水産省)の検討結果が、市町村等の基礎自治体によって良い方向へと進むことを期待している。			
39	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないことになっているが、この条項を廃止する。	【支障事例】 平成22年の農基本方針の策定に際し、当初、県で算定した目標値は基準年比で98%であった。これは、農業県であると同時に工業地でもある本県は都市と農村が近接しており、都市的土地需要が大変高い地域である等、本県の実情を踏まえた上で、政策努力も加味して設定した数値である。 しかし、国は、基準年比102%と設定した国の目標を全国一律にあってはめんど、102%ありの目標に終始し、最終的に、当該の実情にそぐわない100%という目標値とすることで、基本方針変更の同意が得られることとなった。 【制度改正の必要性】 平成22年の国の基本方針変更に伴う県の基本方針変更の際には、国の確保すべき農用地区域内農地面積の目標に沿うことを求められ、県の実情にそぐわない目標値とせざるを得なかった。地域の実情に即した、県の自主的・主体的な取組を阻害することのないよう、大臣協議、同意は廃止する。	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第5条		農林水産省	愛知県	農地・農村部会において検討中	資料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本方針において、目標目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。 今後、国が農用地等の確保等に関する基本方針を変更する際には、都道府県の実見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとする。 なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	農地の確保のための施策の在り方等についての検討は必要と考えるが、地方分権の観点から、地方の実情が十分に反映されるよう、提案とおりの対応が実現するよう検討していただきたい。			
102	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に定める農地転用許可に際しては、都道府県農業会議への意見聴取を廃止することとする。	【制度概要】 食料の安定供給という責務から、どの程度の農用地等を確保しておくかを全面的に見地から判断する必要があると、農業振興地域整備基本方針の策定・変更にあたっては国の協議・同意を得ることとしている。 国の基本方針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量への食糧自給率の目標50%を基に算出し、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する目標となっている。 【支障事例】 都道府県の確保面積の算定にあたっては、全国一律の基準で行われており、各都道府県ごとに農地の高齢化、担い手不足、条件不利農地の存在やその他の地理的条件の差異など様々な要因があるにもかかわらず、それらは全く考慮されていない。 また、「協議」でありながら、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられ、それに従わなければ国の同意がないという実態がある。 【制度改正の必要性】 確保面積目標算定について国への協議を廃止し、県の地域性・独自性が反映できるよう見直しとすべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項		農林水産省	岡山県	農地・農村部会において検討中	資料自給率目標の達成の観点から、国が農用地等の確保等に関する基本方針において、目標目標を定め、国が定める基準に従って都道府県が農業振興地域整備基本方針において、確保すべき農用地等の面積の目標を定めることとなっていることから、両者の整合性を図るため、農林水産大臣の協議・同意は必要。 今後、国が農用地等の確保等に関する基本方針を変更する際には、都道府県の実見を十分に聴くとともに、都道府県農業振興地域整備基本方針の変更においては、都道府県と十分に協議することとする。 なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	「協議」でありながら、県の意見が反映されているとはいえない実態がある。県の意見を十分聴いていただくことにより、確保に反映できるしくみとなるようお願いしたい。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		<p>議決結果 （第23回方針（第21回議決決定）指針）</p> <p>第23回方針（第21回議決決定）に関するものは当該指針をくぐらずとし、 て指針 第22回方針（第20回議決決定）に関するものは当該指針をくぐらずとし、 て指針 第21回方針（第19回議決決定）に関するものは当該指針をくぐらずとし、 て指針</p>	対応方針の措置（検討）状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
418	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
990	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。  都道府県農業会議への意見聴取については、本年6月に開催決定された「規制改革実施計画」、「日本再興戦略」改訂2014等において、農業委員会及び都道府県農業会議の見直しを行うこととされており、この見直しと併せて検討することとしている。	<p>1. 農地転用許可 ① 農地転用許可(第21回議決決定)指針 ② 農地転用許可(第20回議決決定)指針 ③ 農地転用許可(第19回議決決定)指針 ④ 農地転用許可(第18回議決決定)指針 ⑤ 農地転用許可(第17回議決決定)指針 ⑥ 農地転用許可(第16回議決決定)指針 ⑦ 農地転用許可(第15回議決決定)指針 ⑧ 農地転用許可(第14回議決決定)指針 ⑨ 農地転用許可(第13回議決決定)指針 ⑩ 農地転用許可(第12回議決決定)指針 ⑪ 農地転用許可(第11回議決決定)指針 ⑫ 農地転用許可(第10回議決決定)指針 ⑬ 農地転用許可(第9回議決決定)指針 ⑭ 農地転用許可(第8回議決決定)指針 ⑮ 農地転用許可(第7回議決決定)指針 ⑯ 農地転用許可(第6回議決決定)指針 ⑰ 農地転用許可(第5回議決決定)指針 ⑱ 農地転用許可(第4回議決決定)指針 ⑲ 農地転用許可(第3回議決決定)指針 ⑳ 農地転用許可(第2回議決決定)指針 ㉑ 農地転用許可(第1回議決決定)指針</p>	法律、政令、省令、通知	施行日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)		
39	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	<p>1. 農地転用許可 ① 農地転用許可(第21回議決決定)指針 ② 農地転用許可(第20回議決決定)指針 ③ 農地転用許可(第19回議決決定)指針 ④ 農地転用許可(第18回議決決定)指針 ⑤ 農地転用許可(第17回議決決定)指針 ⑥ 農地転用許可(第16回議決決定)指針 ⑦ 農地転用許可(第15回議決決定)指針 ⑧ 農地転用許可(第14回議決決定)指針 ⑨ 農地転用許可(第13回議決決定)指針 ⑩ 農地転用許可(第12回議決決定)指針 ⑪ 農地転用許可(第11回議決決定)指針 ⑫ 農地転用許可(第10回議決決定)指針 ⑬ 農地転用許可(第9回議決決定)指針 ⑭ 農地転用許可(第8回議決決定)指針 ⑮ 農地転用許可(第7回議決決定)指針 ⑯ 農地転用許可(第6回議決決定)指針 ⑰ 農地転用許可(第5回議決決定)指針 ⑱ 農地転用許可(第4回議決決定)指針 ⑲ 農地転用許可(第3回議決決定)指針 ⑳ 農地転用許可(第2回議決決定)指針 ㉑ 農地転用許可(第1回議決決定)指針</p>	法律、政令、省令、通知	施行日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)		
102	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の指定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	<p>1. 農地転用許可 ① 農地転用許可(第21回議決決定)指針 ② 農地転用許可(第20回議決決定)指針 ③ 農地転用許可(第19回議決決定)指針 ④ 農地転用許可(第18回議決決定)指針 ⑤ 農地転用許可(第17回議決決定)指針 ⑥ 農地転用許可(第16回議決決定)指針 ⑦ 農地転用許可(第15回議決決定)指針 ⑧ 農地転用許可(第14回議決決定)指針 ⑨ 農地転用許可(第13回議決決定)指針 ⑩ 農地転用許可(第12回議決決定)指針 ⑪ 農地転用許可(第11回議決決定)指針 ⑫ 農地転用許可(第10回議決決定)指針 ⑬ 農地転用許可(第9回議決決定)指針 ⑭ 農地転用許可(第8回議決決定)指針 ⑮ 農地転用許可(第7回議決決定)指針 ⑯ 農地転用許可(第6回議決決定)指針 ⑰ 農地転用許可(第5回議決決定)指針 ⑱ 農地転用許可(第4回議決決定)指針 ⑲ 農地転用許可(第3回議決決定)指針 ⑳ 農地転用許可(第2回議決決定)指針 ㉑ 農地転用許可(第1回議決決定)指針</p>	法律、政令、省令、通知	施行日(平成27年6月26日)、平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第60号)		



管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		議決結果 (第2次対応方針(第21.12.20閣議決定)に基づく) 農業者をくまなくつなぐ 第2次対応方針(第21.12.20閣議決定)に基づくものとは異なるとして、地方の 第2次対応方針(第21.12.20閣議決定)に基づくものとは異なるとして、地方の 第2次対応方針(第21.12.20閣議決定)に基づくものとは異なるとして、地方の	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
164	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>1. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 2. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 3. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 4. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 5. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 6. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 7. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 8. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 9. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 10. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。</p>	法律、政令、省令、通知	<p>施行日: 公布日(平成27年6月26日) 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)</p>	
250	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>1. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 2. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 3. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 4. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 5. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 6. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 7. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 8. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 9. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 10. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。</p>	法律、政令、省令、通知	<p>施行日: 公布日(平成27年6月26日) 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)</p>	
802	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>1. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 2. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 3. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 4. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 5. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 6. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 7. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 8. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 9. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 10. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。</p>	法律、政令、省令、通知	<p>施行日: 公布日(平成27年6月26日) 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)</p>	
17	<p>【全国市長会】</p> <p>○農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方大団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>	<p>1. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 2. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 3. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 4. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 5. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 6. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 7. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 8. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 9. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。 10. 農地転用許可(農地転用許可)の権限移譲については、国が責任を負うべきである。</p>				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
101	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	【制度概要】 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更については、法律の基準に従った計画策定・変更をし、このうち農用地利用計画については都道府県知事との協議・同意を必要とするしくみとなっている。 【支障事例】 当県では、農地転用(4ha以下)に係る許可権限を平成20年度までに全市町村に移譲しているが、農業振興地域の整備に関する法律において、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては都道府県知事への協議・同意が義務づけられているため、農地制度上の権限が市町村において完結しておらず、市町村による真の意味での自主的・主体的な地域づくりが可能となっていない。 【制度改正の必要性】 同計画の策定・変更については、法令上基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更を行えば足り、都道府県知事への協議を廃止することによって事務の迅速化が図られる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項		農林水産省	岡山県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	法令上の基準が明確に示されており、市町村で確実に事務を執行行うことができると考えている。 農地転用許可事務と併せて市町村で事務処理を完結させることにより、事務の迅速化が図られる。		〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の位置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
105	農用地利用計画に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止	農業振興地域整備計画の農用地利用計画を策定及び変更する場合、策定及び変更の際に必要な都道府県知事への協議及び同意を廃止する。	【具体的な支障事例】 農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が農業振興地域を指定し、これに基づいて市町村が農用地地域を定めることにより優良農地の確保と計画的な農業の振興を目指す制度であるが、本市のように、3度の市町合併を行い、市域が広域となった自治体では、市政推進の指針となる総合計画やまちづくりの指針となる都市計画マスタープランと整合性を図った適切な土地利用の見直しが必要となっている。特に本市の土地利用上の大きな特徴として、東北縦貫自動車道と北関東自動車道の結節点に位置し、3か所のICを有しており、周辺地域は、物流・産業の拠点など将来の地域振興に大きな期待が寄せられている。さらに、少子高齢化に伴う人口減少対策として、定住促進の強化対策を本市は行っており、安定的な雇用の確保が求められている。しかしながら、3か所のIC周辺地域は、ほとんどが農振農用地に該当しており、ICが設置された地利的優位性が一向に活かされていないのが実情である。市のまちづくりの方向性を定めた総合計画や都市計画マスタープランを推し進めていく上では、農業振興制度が欠きやすい一環となっている。 【廃止の必要性】 農用地利用計画の変更に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止していただきたい。地域の実情を反映したまちづくりを効果的に進めていくには、市の責任の下、将来のあるべき姿を考え、計画的かつダイナミックな土地利用の見直しを決めていくことが重要である。また、農振除外の手続きについても、時間的な短縮と地域住民へのサービス向上が図られ、事務量の削減にも繋がるものである。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項		農林水産省	栃木県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	意見なし		〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の位置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
132	農用地利用計画に係る都道府県知事との同意・協議の廃止等	農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。	<概要> 農用地利用計画の策定・変更については、法律により市町村が定めることとなっているにもかかわらず、都道府県の同意を要する協議が必要となる。この都道府県の同意を要する協議を一定規模の市町村に限って廃止することにより、農業振興を図りつつ、地域独自の土地利用が迅速に促進されることが可能となるもの。  <地域の実情を踏まえた必要性> 土地利用に係る実質的な権限が市町村に無いことから、地域独自の土地利用を迅速に行うことができません。地域振興の妨げとなっている。特に人口減少に歯止めがかからない地域経済の現状をみると、地域資本の集約及び活性化が重要な課題である。一定規模の市町村に限り農振除外を行うことは、人口急減に直面する地方の農業振興を図りつつ、国家戦略に基づく、産業の集積の実現による地域振興を図ることができます。  <具体的な支障事例> 雇用創出及び定住確保のための企業誘致等に支障をきたしている。また、災害に伴う住宅移転等、迅速に対応したい場合、都道府県の同意・協議の廃止がなされれば、事前相談期間、法定協議期間等が不要となり、農振除外に要する期間が2ヶ月程度短縮することが可能となる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項		農林水産省	長岡市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	意見なし		〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の位置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
165	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事への協議を廃止する。	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事への協議を廃止する。	【必要性】 市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議・同意は廃止すべきである。都道府県との協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を迅速に作成・変更できない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項		農林水産省	鳥取県、大塚府、徳島県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	市町村が定める「確保すべき農用地等の面積の目標」は、市町村が自主的・主体的に考えで設定したものであるが、食糧供給等の基盤である農地の確保の重要性については、都道府県・市町村も、基本的な考えは国と認識を共有しており、協議・同意について法律上位置づけなくても、必要に応じて都道府県と市町村での任意の協議で足りるものと考えられることから、都道府県知事の協議は速やかに廃止すべき。		〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の位置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地地域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>議案結果</small> <small>(第28回対応方針(平成21年12月閣議決定)抜粋)</small> <small>※平成27年対応方針(平成21年12月閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</small> <small>(第29回対応方針(平成21年12月閣議決定)抜粋)</small> <small>※平成27年対応方針(平成21年12月閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</small>	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
101	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大(団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>						
105	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大(団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付けされていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
132	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大(団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付けされていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
165	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大(団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
211	農用地利用計画の変更等の際都道府県知事への協議・同意の撤廃	農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃	農用地利用計画の変更・決定に関する都道府県知事への協議に関する調整における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げになっている。 撤廃後は約半年ほどの期間が必要になるが、そのうち県との協議に約2ヶ月掛かっている。具体的には11月に受付をした場合、1月初旬に県に資料提出し、2月初旬の事前ヒアリング及び現地調査を経て3月初旬に事前協議申請を行うスケジュールとなり除外申出者からも時間が掛かりすぎるという声が多く上がっている。 同意については市職員も限職員も同じ法の審査基準に従って審査しており市の数重の余地もないため撤廃しても問題ないと考える。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第10条4項		農林水産省	磐田市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし		〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	
251	農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	〔制度改正の必要性〕 市町農業振興地域整備計画の策定・変更の同意について、法律にその基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更すればよく、県の同意を廃止することによって事務の迅速化が実現できる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項		農林水産省	広島県	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	市町村農業振興地域整備計画の策定・変更の基準は、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保の観点からも検討された基準であり、その基準に沿って市町村が判断(計画策定・変更)すればよく、都道府県知事への協議は廃止すべきであると考える。	〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
682	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止	市が定めている農業振興地域整備計画について、県知事が行う「同意」を不要とする。	・横浜市の農業振興地域整備計画の策定・変更に対し、神奈川県知事の同意が不可欠な制度となっており、市の行政計画としての自主性を発揮するための支障となっている。 ・農業振興地域整備計画の変更の際に、県知事の同意を得るための現地案内や説明資料作成、調整等に多大な時間及び作業を要し迅速性を欠いている。 ・例えば、市が行う公共事業に係る案件の県との調整が長引くことにより、道路事業に遅れが生じている。この結果、見通しの悪い不整形な道路が長期間にわたり存在することになり、バスや大型トラックの通行に支障が出ていることや、歩道が途切れる原因となっている。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項、第4項		農林水産省	横浜市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	引き続き、地方分権有識者会議「農地・農林部会」での検討を踏まえ、実現に向けて検討いただきたい。	〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
748	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止	農業振興地域整備計画にかかる県の同意を廃止するよう規制緩和を求める。	〔理由〕 東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南相模巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。 しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げとなっている。 農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域振興のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができると考える。 〔支障事例〕 本市の場合、豊川用水事業が完了していないため、区域内の産業用地の開発には、一定の要件を満たす地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(以下、27号計画という。)の作成が求められる。27号計画に定める施設は、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られているが、県の意向に大きく左右されるため、市の実情に合った戦略的な地域振興の取組みができない。これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待つてもらえない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	「市町村に対する農地転用制限の緩和」に関する提案	農林水産省	豊橋市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 (詳細は別添参照)	意見なし	〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>調整結果</small> <small>※28対応方針(平成21年閣議決定)適用</small> <small>※27対応方針(平成21年閣議決定)に抵触するものは当該方針を&lt;27&gt;として併記</small> <small>※29対応方針(平成21年閣議決定)に抵触するものは当該方針を&lt;29&gt;として併記</small> <small>※23対応方針(平成21年閣議決定)に抵触するものは当該方針を&lt;23&gt;として併記</small>	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
211	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付けられていないとあり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
251	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>						
682	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>						
748	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	提案団体からは意見が付けられていないとあり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
876	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて	地方分権のもと、市町が土地利用の権限と責任を担うことで、それぞれの市町村の特性と実態に応じた施策を、迅速に、機を逃すことなく実現出来るために、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。	農用地区域設定率が、近畿2府4県の中で最も高い滋賀県の中にあつて、近畿1府3県内1位の98.7%(平成24年12月)となっているが、一方で、農村集落においては高齢化や若者の減少による農業の担い手・後継者不足が進んでいることから、大規模集落へ農地を集積することなどで農業の効率化を推進し、魅力のある農業、自立する農業の実現に向け取り組んでいかなければならない。そのための一つの手段として、農地の一部を有効活用して大型農業機械を購入するための資金を確保するなど、新たな施策の展開による農業振興が必要となっている。 また、平成25年に全農業集落(86集落)の全ての世帯を対象として実施した「農村のまちづくり」に関するアンケート結果(回収率71.2%)を見てみると、農業の後継者がいない農家が6割を超えているだけでなく、既に、集落富農など、他に任せられている人が6割を超えている。他方で、集落を活性化するためなら外部からの移住を容認するという回答は87%もある。にもかかわらず、本市には、こうした県内外からの人々を受け入れることのできる白地農地はほとんど無い。 こうした状況において、農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠となっているため、事務の迅速化が図れず、そのため、県内外からの農業の担い手も含めた住民の呼び込み、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等による活気に満ちたまちづくりに向けた施策も、状況に応じて的確に実施することが出来ない。	「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項」 「農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条」		農林水産省	近江八幡市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自注として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	地方六団体からの提言にある、「市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事の同意を不要とする。」の実現に向けた検討をいただきたい。  「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の位置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
991	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意を廃止すること	【提案事項】 農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止 【支障事例】 農用地区域の設定を含む農用地利用計画についても市町村が策定するが、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるに問わらず、事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げることになり、総合的なまちづくりを進めていく上で支障となっている。 【制度改正の必要性】 土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。提案内容は、その際の事務の簡便化・迅速化に等身するとともに、地域の特性に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。	農業振興地域の整備に関する法律第8条(市町村の定める農業振興地域整備計画)		農林水産省	大分市	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自注として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の位置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
992	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更において、都道府県知事の同意を不要とする。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更において、都道府県知事の同意を不要とする。 【権限移譲の必要性】 ・除外等の申し出に対応するための期間が短縮され、市民サービスの向上につながる。 ・基礎自治体が地域の実情に即した農業振興施策と農業振興に係る権限を併せ持つことで、地産地消推進や福祉農業実施等、都市農業振興と地域活性化に繋げる取組を行うことが可能となる。 ・地域のニーズに対応する土地利用は、宅地開発者の意向が強く反映されがちであるため、適正な農地保全を行うために、地域の営農者と身近な基礎自治体が連携することで、地域農業の振興策に対応した土地利用が可能となる。 【支障事例】 ・農用地利用計画の策定、変更にかかる知事の協議・同意が必要なことによって、計画の公平までの期間がなかに月程度長くなる。 ・農業振興地域内の農用地区域以外で有効活用できる見込みの農地がある場合、農用地区域として指定するなど優良農地の確保を地域の実情をよく把握する市町村が主体的に実施できない。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	○政府の地方分権改革推進委員会及び「まのたの」地方分権改革の総括「農産」で「農地転用の許可・権限を農地・農林部会において農地転用等に係る事務・権限の移譲関係、農地の確保のための施策の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自注として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  (詳細は別添参照)	「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の位置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			
419	農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。 【権限移譲の必要性】 ・農業振興地域の指定・変更とそれに伴う農林水産大臣との協議を基礎自治体が担うことにより、地域の営農者と身近な基礎自治体が地域ニーズに対応した土地利用を可能とし、真に保全すべき農地の保全や営農者の生活基盤の確保に取組を進められる。 【支障事例】 農業振興地域の指定、変更については、都市計画の線引き見直しに伴うものなど、あらかじめ所定の調整が行われているケースがほとんどである。県は市町村の提案をそのまま公表しているのが実態であり、事務処理自体が形骸化している。(別紙No.2-1、2)	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第7条第1項	○政府の地方分権改革推進委員会及び「まのたの」地方分権改革の総括「農産」で「農地転用の許可・権限を農地・農林部会において農地転用等に係る事務・権限の移譲関係、農地の確保のための施策の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	農地・農林部会において検討中	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を自注として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  なお、農業振興地域の指定・変更にあつた農林水産大臣への協議は、必要とされている。	「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の位置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>調整結果</small> <small>(第28回対応方針(平成21年12月20日閣議決定)抜粋)</small> <small>※平成27年対応方針(平成21年12月20日閣議決定)に追加があるものは当該抜粋を&lt;平成27&gt;と して併記</small> <small>※平成28年対応方針(平成21年12月20日閣議決定)に追加があるものは当該抜粋を&lt;平成28&gt;と して併記</small> <small>※平成29年対応方針(平成21年12月20日閣議決定)に追加があるものは当該抜粋を&lt;平成29&gt;と して併記</small>	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
876	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大(団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>						
991	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大(団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>						
992	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大(団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>						
419	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方大(団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>		農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目標として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p>						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
863	農業振興地域の指定権限の移譲	県が持つ農業振興地域の指定権限を市に移譲する	農用地等として保全すべき土地の区域については、市で定める農業振興地域整備計画において農用地区域として指定を行っているが、首都圏に位置する本市においては、農用地等の確保が困難な状況に陥っている。このような中、農業振興地域に指定されていない区域においても、新たに農用地区域として指定を行い、農業振興を進めたいと考えているが、農業振興地域の変更は県の事務とされているため、地域の実情に応じた農地の保全が行えず、農業振興に関するみだり投資を行いたくもできない状況にある。また、都市の成長を図るために行う土地利用についても、地域の実情に合った土地利用ができない状況にもある。都市の成長を促す都市化と農業振興を並行して推進するためにも、地域の実情を把握している市の職責において、農用地区域の指定を行うため、農業振興地域の変更も可能とすることが必要と考える。	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条		農林水産省	さいたま市	農地・農村部会において検討中	農業振興地域の拡大については、拡大予定地域に含まれる農用地等として利用すべき土地の面積にわかちがけを行うことができる。また、農業振興地域に指定された区域内においても、集団的な農地や土改良事業が実施された土地以外であっても、市町村が地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められた場合には、農用地区域に設定することができる。なお、農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	本提案の趣旨は、農業振興地域の指定権者を地域の実情を把握している市にすることである。現在、農地・農村部会において検討中とのことであるため、提案の趣旨を踏まえ、前向きに検討していただきたい。				〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月6日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。
216	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めることとするよう提案します。	【法律の改正箇所】 法第10条第4項の「農用地とすることが適当な土地に含まれないもの」として、計画を策定し、耕作放棄地を解消した面積分の土地について取り敢えずとする。 【支障事例・過去の議論】 ある企業が手挙げた際にその区域を都市計画区域へ編入すると、計画から実行までに年単位の時間を要するため、市街地区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が生まれず、その数年間に社会情勢が変化する懸念もある。例えば、国でも成長戦略の一つとして期待される航空機産業の取組を例に挙げると、本市では現在NIGATA SKY PROJECTを進めているが、市内に工場を設置した際には、計画から設置場所の決定まで8カ月で実現している。しかし、今後このような企業が成長産業へ進出を計画しても、開発可能な土地には限りがある。同時に、空港周辺への航空機産業の集積と既に整備された社会インフラを活用し、関連事業が一体となっ集積することで一層の成長が見込まれる。一方で、無秩序に農地を転用することは食料自給率の低下を招くことから、耕作放棄地を再生させ、これまでと同様の食料生産を図る必要がある。成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたい。農地としての貴重性も理解できるが、該当する地域の農業価値と新たな産業的価値との比較を是非検討させて頂きたい。	農業振興地域の整備に関する法律等10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項		農林水産省	新潟市	C 対応不可	耕作放棄地を再生した場合、同面積を企業用地に活用することについては、優良農地を転用する一方で、条件が悪くて集積した同面積の農地を再生してとしても、全体としての農地の質が維持されないなどの問題があると考えている。 空港周辺で航空機関連産業を集積するためには、市のまちづくりとして計画的に土地利用を行うことが必要と考えており、都市計画法に基づき市街地区域へ編入するといった手法により実現可能と考えている。	今回の提案内容としては、耕作放棄地を再生した場合、「同面積ではなく、一定の割合の面積」について、企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案するものである。	なし	—		農地としての価値や食料生産の保持も当然考慮すべきことではあるが、国土全体の土地利用まで考えた場合、農地としての価値のみで着目するのではなく、成長産業の育成の場としての、その土地の価値についても十分考慮した上で土地利用を図ることが、国土利用の効率化にもつながると考えられる。 市街地区域編入は、都市計画法に基づき団体が独自に判断するものであり、今回提案している農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の問題とは直接関係ないと考えられる。また、提案内容においても記載させて頂いたとおり、都市計画法に基づく市街地区域へ編入するという手法では、計画から実行までに年単位の時間を要する。過去の市街地区域編入のケースにおいては、個々の案件により差はあるものの、手続き開始より最遅でも1年程度を要している。従って、市街地区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が生まれず、その数年間に社会情勢が変化する懸念がある。 成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたいと考える。
579	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和	農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。	【現行制度】 農地等の権利を移転し、または設定しようとする者は、法第3条の許可を受けなければならないとされているが、許可の要件のうち、法第3条第2項第1号に定める全部効率利用要件が、農地等の利用集積等に支障となる事例が見受けられる。 【制度改正の必要性】 自宅と連棟型にあり耕作に不便な農地等を他者に貸し付けている者が、居住地周辺の農地等を取得する際に、農地を他者に貸し付けているという理由で、全部効率利用要件を満たさず、法第3条の許可が認められないケースがある。また、田と畑(樹園地)の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るために、他者に田を貸し付け集積栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利取得しようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可が認められないケースがある。 現在の制度においては、貸し付けている農地等を他者へ売却するか、賃貸借契約を解除した上で当該農地等を自ら耕作しなければ、新たに農地等を取得することができないので、農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとするべきである。	農地法第3条第2項第1号、農地法関係事務に係る処理基準について第3の3の(1)		農林水産省	長野県	D 現行規定により対応可能	農地法第3条許可の要件の一つである「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること(全部効率利用要件)」。農地法第3条第2項第1号)の解釈については、「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12横改第404号農林水産事務次官通知)の別紙の第3の3の(1)に規定しています。 具体的には、農地等の権利を取得しようとする者が、新たに権利を取得しようとする農地等以外の農地等を既に所有し、他者に賃借している場合には、 ① 他者に賃借している農地等の返還を受けて耕作の事業に供することにつき支障がないときには、当該農地等を含む全ての農地等について、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる必要がありますが、 ② 他者に賃借している農地等について、耕作者が適切に耕作を行っている等当該農地等の返還を受けることができないときには、当該農地等を除く他地等についての、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められれば、全部効率利用要件を満たすものと判断することとしています。 また、相続等により遠隔地にある農地を取得し、他者に賃借している場合は、②に該当し、遠隔地にある農地は、全部効率利用要件の判断をする上では考慮しないこととしています。 したがって、御要望のようなケースは、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たし得るものと考えます。	「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付け12横改第404号農林水産事務次官通知)(以下「基準」という。)の別紙1の第3の3の(1)には、「農地等の返還を受けて耕作又は養蚕の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず」との記載があるが、第1次回答中の「耕作者が適切に耕作を行っている」ということが「返還を受けることができないとき」に当たったことを基準から読み取ることは難しいため、基準の記載を明確にし、処理基準の改正若しくは新たに解釈を示した通知を发出するべきである。			所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業内容について提案団体と間で十分確認を行うべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		関係機関 【第28回対応方針（平成21年10月閣議決定）(抜粋)】 【第27回対応方針（平成21年12月閣議決定）】に追加があるものは当該抜粋をくまらずにとり 【第28回対応方針（平成21年12月閣議決定）】に追加があるものは当該抜粋をくまらずにとり 【第29回対応方針（平成22年閣議決定）】に追加があるものは当該抜粋をくまらずにとり 【第29回対応方針（平成22年閣議決定）】に追加があるものは当該抜粋をくまらずにとり	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
863	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。			農地・農村部 会において 検討中	農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、農林・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。  また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革協議会農地・農村部会において議論が行われているところである。					
216	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とすべきである。			C 対応不可	一般的に、耕作放棄地は、優良農地に比べ集団性や生産条件の面で劣っており、再生したとしても、転用しようとする優良農地と同等の効率性等の質を確保することは困難であることから、耕作放棄地を再生した場合に、企業用地などとして開発する際の農用地区域からの除外を可能とすることは難しいと考えている。  また、調整に時間がかかるという理由をもつて総合的な土地利用計画に基づかず、個別に、農用地区域の除外や農地転用を行うことになれば、計画的な土地利用や優良農地の保全が図られない懸念がある。  このため、今回の事案は、都市計画法に基づく市街化区域編入により対応すべき事案と考えている。					
579	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定 により対応可 見	「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付け12構改第404号農林水産事務次官通知）の別紙1の第3の3の(1)の「農地等の返還を受けて耕作又は養蚕の事業に供することにつき支障がないにもかかわらず、農地を借り受けている者が適切に耕作を行っており、農地法第18条第1項の許可を受けて農地の返還を受けることができない場合を排除していることは明らかであるとと考えています。	通知	平成27年 3月18日	農地法関係事務に係る処理基準の一部改正について（平成27年3月18日付農林水産事務次官通知）		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
746	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正	「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日 13経営第6953号)にて示された農地の判断について、温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合、生育作物の変更などにより養液設備や通路の開取りを変更する場合に柔軟な対応ができない。一部舗装は、通路をコンクリートとし、養液設備の下の未舗装部分にも防草シート等を敷く必要があり、一般的に全面舗装よりも高価になってしまう。そのため、施設園芸で養液栽培の農家は、温室内の地面に全面農業用シートを敷いて対応しているが、シートは定期的な交換が必要でランニングコストが高い。また、地面が安定しないため、高所作業車を使う際に不安定で、安定性の高いコンクリート比べ、危険な作業となっている。収穫したトマトなどを出荷するための荷さばきスペースやトラックの駐車スペースなどについては、出荷物を台車で運搬するため、スムーズな運搬を実現するためにはコンクリートの舗装が必要となる。転用等許可に要する期間の長さ、固定資産税や相続税での不利益を考慮し、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態と温室と一体として農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。	【具体的な支障事例と必要性】 本地域では、トマト、ミニトマトの施設園芸が盛んで、従来から養液栽培を行う農家の割合が非常に多く、次世代植物工場ともいえる統合環境制御を伴う養液栽培も急速に増加している。また、イチゴ栽培においては高設ベンチによる栽培が一般的になっている。こうした中、更なる効果的な産地強化を図る上で以下の事項が問題となっている。 通路の全面コンクリート舗装した場合、育成作物の変更などにより養液設備や通路の開取りを変更する場合に柔軟な対応ができない。 一部舗装は、通路をコンクリートとし、養液設備の下の未舗装部分にも防草シート等を敷く必要があり、一般的に全面舗装よりも高価になってしまう。そのため、施設園芸で養液栽培の農家は、温室内の地面に全面農業用シートを敷いて対応しているが、シートは定期的な交換が必要でランニングコストが高い。また、地面が安定しないため、高所作業車を使う際に不安定で、安定性の高いコンクリート比べ、危険な作業となっている。 収穫したトマトなどを出荷するための荷さばきスペースやトラックの駐車スペースなどについては、出荷物を台車で運搬するため、スムーズな運搬を実現するためにはコンクリートの舗装が必要となる。 転用等許可に要する期間の長さ、固定資産税や相続税での不利益を考慮し、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態と温室と一体として農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。	農地法第2条第1項、第4条、第5条		農林水産省	産福市	C 対応不可	農地法に基づき種別移動の規制等となる農地は、耕作の目的に供される土地と定義されており、御要望のような、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態の土地は、耕作できる状態の土地ではありませんので、農地法上の農地として取り扱うことは困難です。 さらに、御要望のような施設を農地法の規制対象にすることとした場合、転用等許可の取扱い、現在の農地法における自由土に取引されている土地が新たに規制対象となるなど、私有財産に対する規制強化に繋がることから、困難と考えております。 なお、税制上の地目は、資産の評価を行う観点から分類しているものです。このため、御要望のような施設を農地法上の農地とみなしたことをあって、たまたま規制上も農地として評価・課税されるとは限らず、各税制の所管省庁において、適切な資産の評価を行う観点から別途判断されるものと考えます。	現在の農業施策において、統合環境制御を行う養液栽培施設も推進されているところですが、その普及の妨げとなっているもの一つとしてこの問題が存在していると認識しています。 施設の全面コンクリート舗装を実現するためには、転用許可のための費用と時間がさらに必要となっている現状を踏まえると、新たな技術導入の足かせとなっていることは否めません。 ご回答の中でこうした施設と畜舎を同列の扱いとされていますが、愛知県における建築基準法の運用においては農業用温室を建築物としてみてはならず、施設園芸用地については農地法の規制対象とした取り扱いとなっております。この取り扱いを参考としていわゆる太陽光利用型温室に限り、その用地(農地)の扱いを変更するのであれば、ご指摘のような私有財産の規制強化につながる影響は最小限にとどまるものと推察しています。 また、こうした施設園芸用地の規制面での取り扱いも農地とすることで、農業における新技術導入が促進されると確信していますので、関係省庁にも働きかけていただきますようお願いいたします。			
696	生産緑地における農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借を可能とすること	生産緑地において、都市住民など多様な担い手の参入を促進することで都市農業の振興や都市農地の保全が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借を可能とされたい。	【現状】 大阪府の農地面積13,711haのうち市街化区域内農地は約3割。その中の約6割、2,139haが生産緑地であり、大きなウエートを占めている。収穫量が全面でも上位を占めるシンキング(2位)、コマツナ(8位)などの軟弱野菜は、消費地に近い生産緑地で多く生産されており、新鮮で安全・安心な農産物供給の重要な場となっている。 また、同時に生産緑地は、都市部のみどりの創出、教育、防災など多様な公益的機能を発揮している。 【制度改正の必要性】 一方、農業者の高齢化や担い手不足、農地面積の減少、遊休農地の増加など、都市農業を取り巻く状況は非常に厳しく、いかにして農地を保全し農業振興を図っていくのが課題。 大阪府では平成20年に「大阪府都市農業の推進及び農地間の保全と活用に関する条例」を制定し、担い手対策はもとより、生産緑地を含む優良農地を「農地間保全地域」として指定・公表し、農地保全を図ってきたところ。 なかでも、農地保全の有効な方策として農地賃借があるが、生産緑地に関しては農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業法による賃借が法令上認められていない。 これらを可能とする措置を講じていただくことで、一層の都市農地保全と都市農業の振興を図りたい。	農業経営基盤強化促進法第5条第3項、第17条第2項、農地中間管理事業法の推進に関する法律第2条第3項		農林水産省	大阪府、兵庫県	C 対応不可	生産緑地制度とは、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした制度です。 生産緑地は、固定資産税が一般農地並の課税となり、また、相続税の納税猶予の特例などが設けられている一方で、農地以外としての転用・転貸はできません(農地としての売買等は、農地法による手続きにより可能)。また、宅地造成、建築物等の新築・増築などもできません(農業用ビニールハウスなどは、自治体首长の認可により建設可能)。 市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(都市計画法第7条第2項)とされており、当該地域は農地流動化を促進すべき地域ではないことから、農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、原則として市街化区域では行わない(同法第7条第2項)とされています。また、農地中間管理事業の推進に関する法律においても、市街化区域内においては事業を行わない(同法第2条第3項)とされています。 このため、生産緑地について、農地の賃借をする場合には、農地法第3条の続きを行っていただきたいと考えております。	生産緑地は大阪府の農地面積の約16%を占めており、消費地への新鮮な農産物の供給という役割に加え、防災機能、みどりや憩いの場の提供など多くの機能を有している。そのため府においては、生産緑地を含む優良農地を条例による「農地間保全地域」として指定し、農地保全を図ってきたところ。 大阪府などの都市域では、農地所有者の財産所有意識が高いことから、農地賃借には利用権設定(区分計画による設定を含む)が活用されており、国の回答にある生産緑地における農地法第3条の続きは現実的ではない。 また、平成21年の農業経営基盤強化促進法等の改正において、「市街化区域内の農地については、都市計画制度の見直しの中で検討」とされ、結論が出ていない状況である。 現在、政府与党内で議論されている「都市農業振興基本法(仮称)」では、人口減少社会を踏まえ、市街化区域は市街化を図るべき農地流動化を促進すべき地域でないという価値観の転換を求めている。都市農業が継続される農地の保全・活用を骨格に据えている。 以上のことから、都市住民など多様な担い手の参入を促し、生産緑地の保全・活用が図られるよう、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に基づく農地賃借を可能とする措置を講じていただくよう改めてお願いいたします。			
40	農家レストランの農用地区域内設置の容認	収穫体験や農業体験により都市住民などを客とする農産物の生産施設に併設される農家レストラン等について、農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。	【現状】 農家レストランは、農振法上の農業用施設として認められていないため、農振法農地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を客とする農産物の生産施設と併設し、同一般域内で多様なサービスを展開する上で支障となっている。 【支障事例】 いちはこの収穫体験(いちご狩り)を営んでいる農家が、利用者の増大に対応するため、新たに農用地区域内農地を借りて収穫体験施設を増設することとした。その際、所得の拡大や利用者サービスの向上を図るべく、自家及び地域の農産物を用いた農家レストランを同一般域内に併設しようとしたが、農家レストランは農業用施設に該当しないとして認められなかった。 【制度改正の必要性】 主として同一市町村内で生産される農産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となる。これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第8項		農林水産省	愛知県	E 提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に直接に關するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。 農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農産物を振興して提供する場合には、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。 なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の見直しを拡大するものであり、まずは、国家戦略特別区域において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の富農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		関係結果 (第23回方針方針(平21)閣議決定(1)附則) 第27次方針方針(平21)閣議決定(1)に定めるものは当該法律をく(平27)として 第28次方針方針(平21)閣議決定(1)に定めるものは当該法律をく(平28)として 第29次方針方針(平21)閣議決定(1)に定めるものは当該法律をく(平29)として 第30次方針方針(平21)閣議決定(1)に定めるものは当該法律をく(平30)として	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
746	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		○ 本提案は、農地が減少傾向にある一方で、食料自給率の維持向上を図る必要がある中において、コンクリート舗装した上部において農業的利用を行い、実際に食料生産に資している温室や大規模な植物工場等について、特例的に扱うことを求めるものであり、農地の確保の観点からも、農地の定義を見直す時期に来ているのではないかと。 ○ 農地としての認定は現状主義であり、現に食料生産を行っている植物工場やコンクリート舗装した土地を農地として取扱うことにより、どのような不都合があるのか。 ○ また農地の集約・集積を図り、農地の大区画化を行うことにより、生産物の加工・販売等を促進するため、倉庫、直売所、駐車場や作業場等の附帯する施設が必要不可欠であるため、これらを一体的に農地と扱うことはできないかと。 ○ 上記のような観点から、「施設園芸用地等の取扱い」について(平成14年4月1日13 経営第6953 号)において示された農地の判断についても、農地を取り扱う取扱いに準じて、見直しを行うべきではないかと。 ○ 全面コンクリート舗装をした土地を農地として扱うことが仮に難しいとしても、規制改革実施計画(平成25年6月24日閣議決定)においては、「転用制度の見直し」として、「植物工場・販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う」とされていることから、食料生産に資する植物工場等について、円滑な転用が可能となる措置を講じるべきではないかと。	C 対応不可	農地法の農地とは、農業の用に供される土地ではなく、「耕作の目的に供される土地」をいいます。そして、耕作の目的に供することができる土地(農地)は、有限で重要な資源であることに鑑み、当該土地を確保し、効率的に利用する耕作者に利用されるよう、権利移動規制等必要な規制を設けているところです。 御要望のような、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態の土地は、耕作できる状態の土地ではなく、単に作業場や物を設置するスペースとして土地が利用されているに過ぎず、毛地等と何ら変わらない利用形態であることから、農地上の農地として取り扱うことは困難です。また、農地はいったん耕作不能な状態になると、作物が従前のとおり生育できる状態に戻すことが難しく、また、コンクリート上で行う作物の栽培は宅地等でも容易に行うことが可能です。そのような土地は農地のように有限な資源ではないことから、農地として農地法で規制を行う必要性がないものと考えています。 さらに、御要望のような施設を農地法の規制対象にすることとした場合、その範囲いかにかわらず、既存の農業用施設用地など、現在、農地法の対象外として自由に取引されている土地が新たに農地法の規制対象となり、基本的には農業者以外には売却できなくなるなど、私有財産に対する規制強化に繋がることから、困難と考えております。 なお、農地をコンクリート舗装する植物工場等の農地転用の許可については、円滑な転用が可能となるよう、規制改革実施計画に沿って検討しております。 また、税制上の地目は、資産の評価を行う観点から分類しているものです。このため、御要望のような施設を農地上の農地とみなしたことをもって、ただちに税制上も農地として評価・課税されることは限らないため、税制上の取扱いについては、各税制の所管府庁に御要望いただくようお願いいたします。	6【農林水産省】 (5) 農地法(昭7法229) (vi) 植物工場など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地については、より円滑な転用を可能とする観点から、基準の明確化を図る。 なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、植物工場を含む6次産業化に資する施設等の整備について、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。	植物工場：平成20年3月28日(省令)、平成28年3月30日(通知) 地域再生法：平成27年3月11日	植物工場：農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭44年農林省令第45号)及び「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平成12年4月1日付付機構改善局長通知)を改正。 地域再生法：「地域農林水産産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」(平成27年3月11日付付農林水産省農林振興局長通知)		
696	【全国市長会】 本提案に賛同する。農地法第3条による賃借は、相続税納税猶予の適用が受けられないことや、雇作補償の問題等、課題も多く、また、所有権移転に至っては、地価等を動産すると実現性に欠けると言わざるを得ない。このため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や、農地中間管理事業の対象とすつつ、これらの適用が生産緑地制度における買取申出の適用に繋がらないような仕組みづくりの検討を求める。		○ 農地法第3条による賃借は、相続税納税猶予の適用が受けられないことや、雇作補償の問題等、課題も多く、また、所有権移転に至っては、地価等を動産すると実現性に欠けると言わざるを得ない。このため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や、農地中間管理事業の対象とすつつ、これらの適用が生産緑地制度における買取申出の適用に繋がらないような仕組みづくりの検討を求める。	C 対応不可	農用地利用集積計画や農地中間管理事業は、担い手への農地利用の集積を図るための手段であるが、市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内で徹底的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、生産緑地を含め、農地法上の転用許可は不要とされているなど、農地利用の集積を図るべき地域ではないことから、このような区域の土地について、農業の生産性を高めるために実施する農用地利用集積計画や農地中間管理事業の対象とすることはできません。 なお、生産緑地内の農地は、貸付(病気、障害等により営農が困難となった場合を除く。)を行うと相続税の納税猶予が打ち切られ、利子税も課されることから、所有者側のメリットもないものと考えています。	6【農林水産省】 (28) 都市農業者の振興に関する事務 都市農業者の振興の在り方については、農林水産省・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定)における位置付け等を踏まえつつ、都市における農地の有効な活用及び適正な保全を図る観点から、検討を進める。	法律	公布の日(平成30年6月27日)から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日に施行する。		
40	【全国市長会】 提案主体から「取組体験や農業者体験など、都市住民を業者とする生産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を持たずとも、早急に全国展開するべきではないかと。 ○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置づけられている販売加工施設との違いはあるのか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。 ○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う」とされているが、農家レストランについても円滑な転用を可能とする観点から見直しを行うべきではないかと。		○ 提案主体から「取組体験や農業者体験など、都市住民を業者とする生産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている」との支障事例が示されている。農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を持たずとも、早急に全国展開するべきではないかと。 ○ 検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置づけられている販売加工施設との違いはあるのか。 ○ 実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。 ○ 規制改革実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う」とされているが、農家レストランについても円滑な転用を可能とする観点から見直しを行うべきではないかと。	E 提案の実現に向けて対応を検討	事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。 全国展開については、国家戦略特区制度の下で、6次産業化の推進による地域の農業の振興に果たす効果や周辺農地への影響等を検証した上で、対応を検討してまいります。	6【農林水産省】 (9) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、農家レストランを含む6次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。	農家レストラン 地域再生法	農家レストラン 令和2年3月9日公布、令和2年3月31日施行 地域再生法：平成27年3月11日 農家レストラン：農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月9日付付農林水産省令第13号) 地域再生法：「地域農林水産産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」(平成27年3月11日付付農林振興局長通知)		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
141	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	〔具体的な支障事例〕現在、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地をいう。以下同)内においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。 このため、果樹園や観光農園等を営む農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内農用地であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地区域から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。 〔制度改正の必要性〕「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進めることとしている。 農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号		農林水産省	北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。  農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。  なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。			(当会意見)	
169	農用地区域内への農家レストランの設置の容認	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とする。	現在、農用地区域内農用地(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地をいう。以下同)内においては、農家レストランは国家戦略特別区域外においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。 このため、果樹園や観光農園等を営む農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内農用地であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地区域から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。 〔農林水産業・地域の活力創造プラン〕では、「経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進めることとしている。 農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内農地への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号		農林水産省	高知県	E 提案の実現に向けて対応を検討	農用地区域内に設置できる農業用施設は、耕作又は養畜の業務に密接に関連するものに限定しており、これを拡大することについては、農地の効率的な利用の確保の観点から慎重に検討する必要があると考えている。  農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として地域で生産される農畜産物を調理して提供する場合に、農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっている。  なお、農家レストランを農業用施設として位置付けることは、従来の農業用施設の考え方を拡大するものであり、まずは、国家戦略特区において農家レストランの農用地区域内への設置を認め、全国展開については、特区制度の下でその効果や周辺の営農への影響等を検証した上で、対応を検討していきたい。			・当会提案のとおり農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答	国政経理 【第23回対応方針(平21)12月閣議決定】(注特) 【第27回対応方針(平21)12月閣議決定】に追加あるものは当該特種をく平27ととし、併せて併記 【第28回対応方針(平21)12月閣議決定】に追加あるものは当該特種をく平28ととし、併せて併記 【第29回対応方針(平21)12月閣議決定】に追加あるものは当該特種をく平29ととし、併せて併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
141	<p>【全国市長会】</p> <p>6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p> <p>なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業開始について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>○提案主体から「収穫体験や農産物6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。」との支援事例が示されている。</p> <p>○農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。</p> <p>○検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている既充加工施設との違いはあるのか。</p> <p>○実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。</p> <p>○規制改善実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。</p>	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。</p> <p>なお、国家戦略特別区域基本方針に基づき、国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。</p>	<p>6【農林水産省】</p> <p>(9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法56)農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。</p> <p>なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、農家レストランを含む6次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。</p>	<p>農家レストラン:省令 地域再生法:通知</p>	<p>農家レストラン:令和2年3月9日公布、令和2年3月31日施行 地域再生法:平成27年3月11日</p>	<p>農家レストラン:農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月9日付け農林水産省令第13号)</p> <p>地域再生法:「地域農林水産振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」(平成27年3月11日付け農村振興局長通知)</p>	
169	<p>【全国市長会】</p> <p>6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p> <p>なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業開始について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>○提案主体から「収穫体験や農産物6次産業化の推進に向けて、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。」との支援事例が示されている。</p> <p>○農家レストランは6次産業化にも資することから、国家戦略特区での検証を待たずとも、早急に全国展開するべきではないか。</p> <p>○検討を必要とする具体的な「懸念」は何か。農業用施設に位置付けられている既充加工施設との違いはあるのか。</p> <p>○実現に向け、いつまでに具体的に何を行うのか。</p> <p>○規制改善実施計画においては「植物工場、販売加工施設など農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。」とされているが、農家レストランについても「円滑な転用を可能とする観点」から見直しを行うべきではないか。</p>	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)において、農家レストランについては、国家戦略特区制度の下でその効果を検証し、全国に適用することも検討するとしているところである。</p> <p>なお、国家戦略特別区域基本方針に基づき、国家戦略特区に係る最初の区域計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までの状況について最初の評価を行い、以降、1年ごとに評価を行うこととなっている。</p>	<p>6【農林水産省】</p> <p>(9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法56)農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。</p> <p>なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、農家レストランを含む6次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。</p>	<p>農家レストラン:省令 地域再生法:通知</p>	<p>農家レストラン:令和2年3月9日公布、令和2年3月31日施行 地域再生法:平成27年3月11日</p>	<p>農家レストラン:農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月9日付け農林水産省令第13号)</p> <p>地域再生法:「地域農林水産振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン等について」(平成27年3月11日付け農村振興局長通知)</p>	